

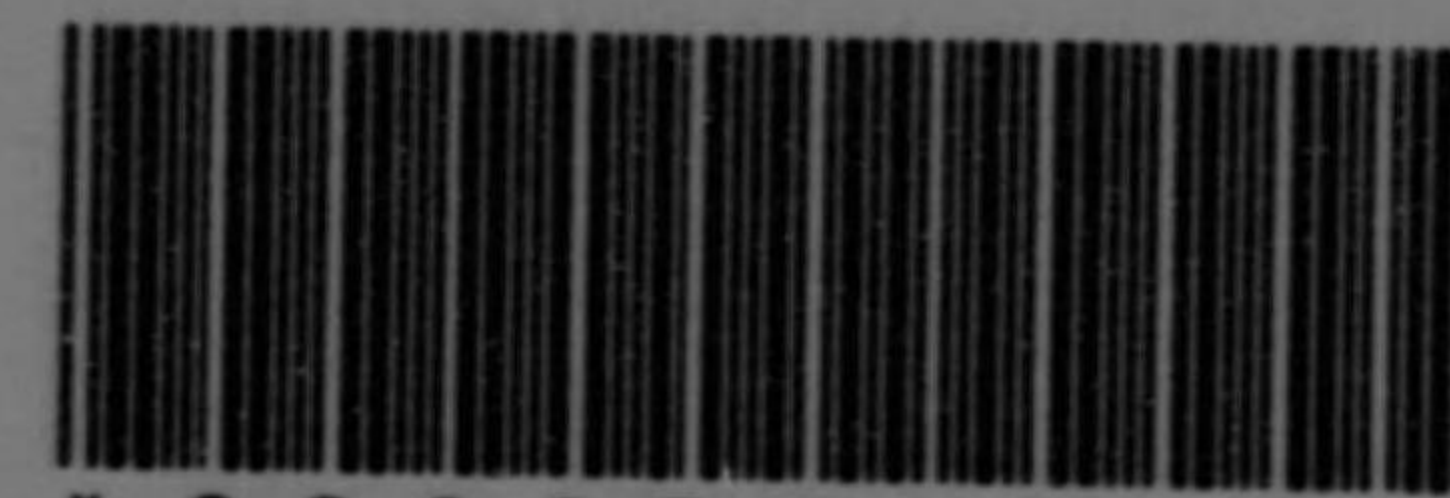
685

# 第五回大會議案

特 241

531

十一年十二月



\* 0006581000 \*

0006581-000

特 241-531

大會議案

社会大衆党本部・編

社会大衆党出版部

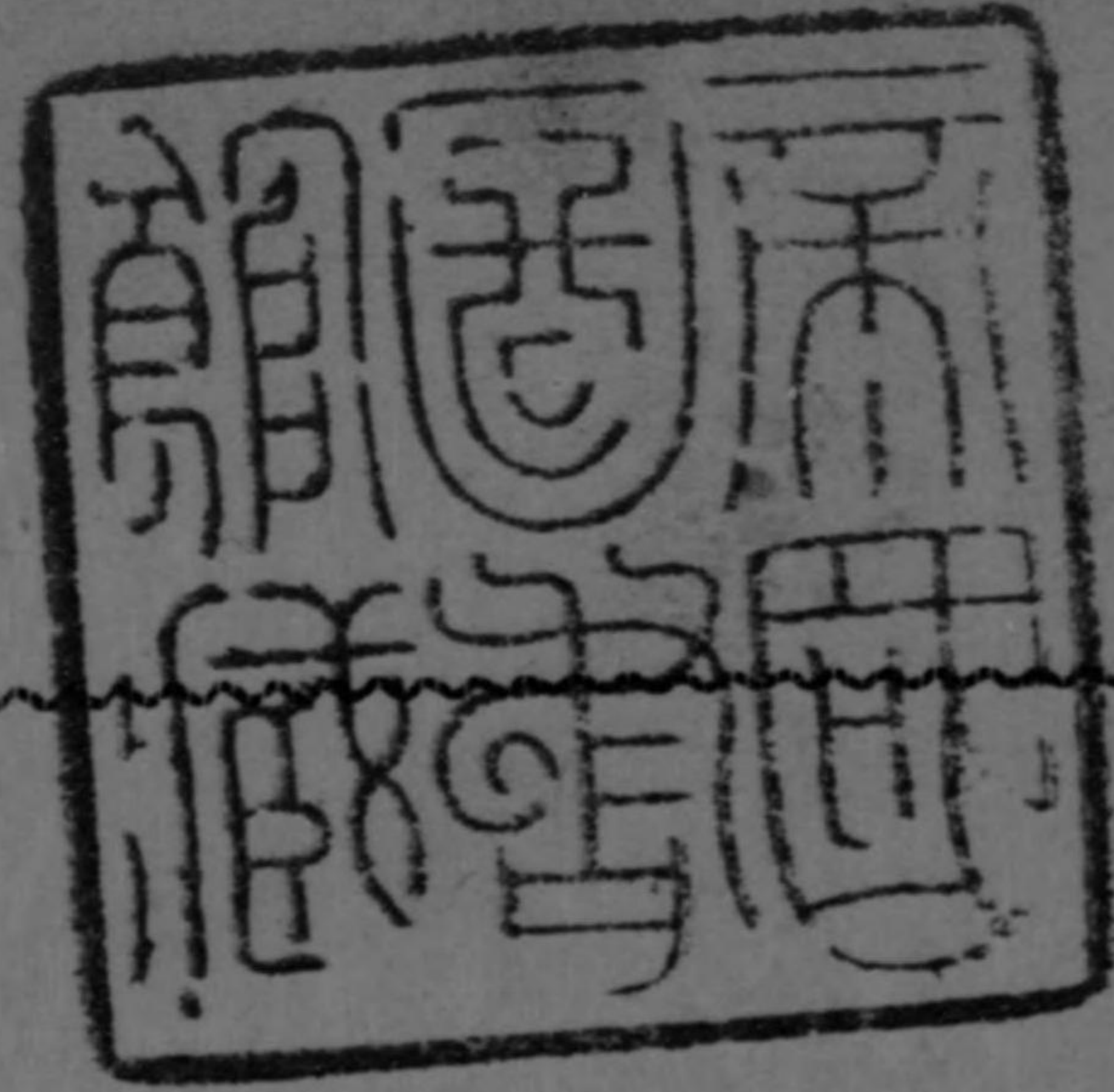
第 5 回

昭和 11

ABF



特241  
531



議

案





## 第一章 中央執行委員會提出議案

### 第一號 一般運動方針書

#### 一、客觀的情勢

##### 一、世界情勢の緊迫

世界經濟恐慌の勃發以來、各國は軍事費膨脹によるインフレ政策と輸入の防遏並に自國資源の擴張による自給自給政策とを基調として恐慌を克服せんとし來つたのであるが、それは必然に國際關係における協調を放棄し對立を激成する結果とならざるを得なかつた。而してまた此の各國の國際對立は、各國の資本主義發達の段階又は政治的特色に従つてのブロック結成によつてその複雑さと尖鋭さを加へてゐる。

今日世界の主要強國はほぼ三つの型に分つことが出来る。第一の型は資源豊かにして生産力豊富な一流資本主義國であつて英國、米國、及び佛國が即ちそれである。第二の型は資源乏しく従つて生産力の發展が十分ならざる第二流資本主義國であつて、日本、伊太利及び獨逸が即ち之れである。第三の型は社會主義國たるソ聯邦、これである。世界大戰後十數年に亘つて、英米佛並に日獨伊の六大資本主義國は、ソ聯を除外して、國際聯盟を樞軸としつつ國際秩序を維持し來つたが、世界恐慌によつて最も深刻な打撃を受けた第二の型の諸國は、もはや従來の國際秩序の内部においては資本主義機構を維持するに困難を感じ、日本の大陸進出、獨逸のヴェルサイユ條約放棄、伊太利のエチオピア征服等となり、ここにヴェルサイユ條約以來の國際秩序は完全に破壊されるに至つた。日本及び獨逸はすでに國際聯盟を脱退し、伊太利もまたほとんど脱退と同じ状態にあり、國際聯盟の機能は痲痺し無力化せざるを得なかつた。ソ聯邦の國際聯盟加入もこの状態の改善に何等資するところはなく、む



しる逆に、國際聯盟プラス共產主義とファツシズムとの國際的對立を激成せしめることとなつた。今日スペインにおいては人民戦線とファツシヨとの一國內における文字通りの國際戦争が行はれて居り、共產主義のソ聯とナチスの獨逸とは相互に最大級の形容詞を附して悪罵を交換し合つてゐる。獨逸の傳統的對立は獨逸のナチス化並に獨逸協定の成立と佛國の人民戦線化並に佛ソ相互援助協定の成立とにより思想的對立となつて拍車をかけられ、ヨーロッパ諸小國争奪の外交戦争となり、今や世界大戦直前の危機一髪的情勢をそのまま再現しつつある。東洋においては日ソの傳統的對立が日支紛争によつてますます緊張し、支那自身の民族國家形成の過程に照應する抗日戦線の強化擴大は、滿洲事件、上海事變、北支問題、抗日テロ事件、内蒙事件等困難なる問題の重なる毎に日支關係をますます解き難き紛糾に導いて行く。

加ふるに日獨協定並に日伊協定の成立は、西歐並に極東におけるそれぞれの國際對立を體系化し、複雑なる對立を單一化したかの觀があり、一方における英米佛ソ支の共同戦線と他方における日伊獨の共同戦線、換言すれば人民戦線對ファツシヨ戦線の抗争が國際的規模において現出したかの如くである。各國はもはや公然軍備擴張を宣言し、假想敵國を想定し、戰時的國內體制を準備しつつある。今日尙ほ未だ國の死生を賭する大戦争にまで發展しないのは、ただ必勝の確信が何人にも存しないためにすぎない。

## 二、國內戰時體制の進行とその矛盾

國際對立の緊迫は直ちに國內情勢に反映して、政治的財政的經濟的並に社會的に戰時體制樹立の計畫が進行しつつある。一、二六事件の如きブツチズムはそれ自身成功すべき根據甚だ薄弱であるが、國內體制を戰時體制化する有力なる拍車となつたことは疑ひがない。

すでに第六十九特別議會において顯著な特色として現はれたことは、農業、工業、貿易、運輸、拓殖等廣汎な國民經濟分野に關する經濟統制法の成立したことであり、また社會的思想的方面における取締りが強化したことであつたが、廣田内閣はその當初以來馬場藏相の公言するところに従へば「準戰時體制」の樹立をもつてその使命としたのである。即ち第一には龐大なる國防計畫の施行、第二にはこの國防計畫を賄ふべき戰時的財政計畫の樹立、就中増税並に税制改革の斷行、第三には國民經濟の總動員計畫の綜合企劃機關の完成を含み、内閣の中央集權的統制力を強化すべき行政機構の改革、第四には議會の改革並に國內的政争の禁壓、第五には原料資源の確保統制並に軍需工業生産力の増大、第六には公債發行の圓滑を期するための金

融統制等、即ちこれである。廣田内閣組閣のモットーたる「庶政一新」の旗じるしは、斯の如き廣汎なる内容と使命とを含んでゐることを看破しなければならぬ。

而して我國資本主義が眼ざしてゐるところは正しく斯るものである。然しながら戰時體制の進行は果して順調に行くかといへば決してそうではない。そこには多くの矛盾があり弱點があつて、これを阻止し或は事によればその計畫自體を崩壊せしめんとする。

第一の根本的弱點は實に我國の資本主義そのものの性質並に發展段階にある。即ち資源の缺乏、資本蓄積の貧弱、従つて生ずる生産力の不足は、龐大なる國防計畫の施行を牽制する。十億圓程度の公債發行も我國の金融市場にとつては既に最大限度に近く經濟外的手段をもつて如何に金融を統制しやうとも蓄積されない資本をもつて公債に應募することは不可能である。また軍需工業の政府需要が如何に大きくとも、例へば鐵資源、製鐵設備、機械設備並に機械技術等の不足はこれを消化することが出来ない。生産設備の擴大を幾ら計畫しても、紡織資本を一舉に製鐵資本に轉化することは不可能であり、設備の擴張に充當すべき蓄積資本が缺乏してゐるのである。従つて龐大なる國防計畫は、例へばソ聯の鉄鐵、石油、米國の屑鐵、石油、機械等々の輸入を前提とするか、然らずんば貧弱資源を無理に動員し、資本を人為的に造り出して強行するか、何れの場合にしても悪性インフレの懸念を重大化する結果に終らざるを得ない。増税並に滿支開發計畫は、蓄積資本を市場から取り上げるといふ點において、少くとも當面この傾向に拍車をかける。

第二の弱點は支配階級の内部抗争である。齋藤内閣以來、廣田内閣もまた、舉國一致内閣の形において軍部、官僚並に既成政黨の三本脚の上に乗つてゐるが、戰時體制の計畫並に促進は軍部これを唱へ官僚これに和し、既成政黨は半ば賛し半ば拒み、左顧右眄しながら引きずられてゐるのである。けれど、既成政黨は、第一に、急激なる戰時體制化がその内在的矛盾によつて結局資本主義自身の破産に導くことを豫覺して居り、第二に、資本家に政治資金を賄はれてゐるとはいへ、その選挙地盤たる國民大衆の意向を無視するわけには行かないし、第三に軍部官僚的ファツシズムは結局政黨の政權を否定するものであるから軍部官僚に對する既成政黨の抗争は、表面を糊塗してゐるだけに却つて深刻である。

第三の弱點は、戰時體制化の急激なる促進は、或は大衆課税の負擔増加により、或は物價騰貴により、乃至勞働強化により結局勞勞大衆の犠牲を強要することとなり、また勞勞大衆の政治的自由を不當に剝奪することとなり、大衆的反感と反抗を惹起せざるを得ないことである。



然しながら、これらの弱點を持つだけ、それだけ軍部官僚的ファツシズムは反動的にその支配力を強大化し、もつてこの弱點を蔽はんとする傾向の生じてゐることもまた見通し難い。殊に外交政策の失敗に關聯し内閣の責任の間はれてゐる時に於て然り。

## 二、我國無産運動の動向と我黨の任務

一 長きに亘る資本主義の動搖と無能とは、國際對立の激化と照應して、ファツシヨ反動化への動向を拍車したが、また一面、數年來凋落沈滞の中にあつた無産運動に攻勢の轉機を與へた。

この我國無産運動に於ける全線的なる再興氣運は、日本資本主義自らの腐朽と崩壊の巨大なる危機に對する轉換補強の工作が政治的方法に集約されつゝある事實に對應して、先づ政治運動面に顯現し來つたのである。それは勞農市民大衆の積極的協力による選挙戦に於ける目醒ましき進出となり、また一方階級戦線の再統一再強化の運動となつて現はれた。而かも闘争は没落資本主義と新興革新勢力との決戦的急迫を導きつゝあるが故に、中間社會層の獲得の闘争を中心として戦列は組織勞働者農民の少數精鋭の前衛主義から廣汎なる勤勞國民大衆を抱擁動員す可き大衆主義に發展しつゝある。

二 我國勞働運動の現状は、工場鑛山勞働者總數五、九〇六、五八九人に對し、組織勞働者九九三團體四〇八、六六二人であつて、その組織率八・一%、依然として極めて低率である。而かも大産業、重要工業には殆んど組織を有せず、主として弱少産業に基礎を持つ、各勞働團體の如きも平均四〇〇人の小組合に分裂してゐる。然し組織勞働者の約八割が日本勞働組合會議に結集され、更に組合會議の中心勢力たる日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟の合同が完成し、また組合會議未參加の組合も組合會參加の前提として我黨の線に添ひ、積極的なる協力量針をとり來つたことは、組合戦線の統一強化を著しく促進せしめたものと云はねばならぬ。だが反面、非常時局に名を籍るメーデーの禁止、準戦時體制への強行方策の途上に於ける官業勞働に對する彈壓等依然として勞働運動は荊棘の道を辿りつゝある。

三 農民運動は、小作人團體數四、〇一一、組合員數二四二、四二二戸、協調團體一、七四八、組合員數二〇二、七八五戸で、而かもこれらの諸團體中全國農民組合及び日本總同盟に統一されつゝあるもの僅かに十萬を出でない。而かも所謂非常時意識が農村問題を社會の前面に押し出し、農村匡救が國家的問題に發展した爲め、在來の貧農を中心とする小作人運動が著しく後退を餘儀なくせしめられた。然しファツシヨ的農村政策の破綻は却つて小作爭議を激發せしめると共に一面農村全體運動を刺戟し、闘争を深刻化せしめつゝある。

四 最近に於ける我國無産運動の一つの特徵的傾向は中間社會層の大量的參加である。即ち東京、大阪、名古屋等の都市に於ける中小商工業者を中心とした市民團體聯合會、中小商工會議所等の運動が頗る活潑なる活動を始めたこと、俸給生活者組合及び文化人協會等の如きインテリ層を中心とする運動が急速なる擡頭の氣運に在ることである。由來中間社會層は過渡的階級とされファツシヨの温床であつた。然し經濟恐慌の大波は餘すところなくこの中間社會層を洗ひ、勞農階級と共に深酷なる窮乏に追込まれ、階級分解が急激に進行しつゝある。而かも中間社會層が我が國人口構成分野に占むる地位は頗る重要であつて、ファツシヨ粉碎の觀點よりするも、選挙戦に於ける積極的進出の視野より見るも、また黨勢力の可及的大衆化の點よりしても絶對的に必要である。

五 更に我國無産運動に於て留意す可きことは、反ファツシヨ闘争の方法として人民戦線を結成せんとする運動と、單一革新政治勢力たる我黨に統一強化せんとする二つの運動傾向が現はれたことである。人民戦線運動は我國の社會情勢を無視せる非現實的闘争の故に何等の發展を見ずに移り、今日この人民戦線の方針をとらんとする一二の小勢力が地方的政治勢力を結成しつゝあるも、全然將來への發展性を有しない。無産政治戦線は我黨に統一集中され、我黨は今や唯一絶對の革新政治勢力となりつゝある。

六 我が社會大衆黨は總選挙戦に於ける劃期的進出を契機として全面的に一大躍進を遂げ、資本主義打倒の歴史的使命を果す可き基本的政治勢力を作り上げた。而かも國內政策に於いて、外交政策に於いて、勞働政策に於いて、農村政策に於いて、また財政政策に於いて、簇生せる各種現狀維持勢力の國策案に對抗して、革新日本の向ふ可き道を國民大衆に指示し得たのであるが、只政策を實行に移す可き大衆行動は極めて薄力であつた。

我黨は伸張せる現在の黨勢を基礎とし更に革新運動に於ける決定的勢力を樹立する爲めに、廣汎なる未組織分野にその獲得の爲めの一闘争を展開せねばならない。大衆の尖端に立つて行動を行つて國民大衆の要望を闘ひとらねばならぬ。

七 我が社會大衆黨は躍進第二年に於いて特に左の點に留意せなければならぬ。

- 1、抽象的イデオロギーの闘争を排し、具體的なる黨の政策を以つて大衆の現實の利害の爲めに闘ふこと。
- 2、選挙戦の勝利によつて倫安に流れ革新の氣魄を喪失せざること。



- 3、革新戦士としての自負と烈々たる意氣を振起し以つて大衆の師表たること。
- 4、廣く國民階層の廣汎なる分野に働きかけ反資本主義、反ファツシヨの強大なる陣營を形成すること。

### 三、一般政策

#### イ、外交政策

外交政策の基調は國民外交に置かるべきである。秘密、專斷、暗躍外交は斷乎として排撃せねばならぬ。國民の總意と理解の上に立つて、我が外交の全面的にして且つ根本的なる改變調整工作をなすことが、本年度に於ける我黨外交政策の主眼である。

#### 一、廣田内閣外交の批判

國交調整を使命とせる廣田内閣の外交政策は失敗の連続である。對支、對露政策の慘澹たる成果は勿論のこと、この失敗を糊塗せんために目論まれたる日獨防共協定、日伊經濟協定は、恰かも我が國がファツシヨ・インターナショナルに投合するかの印象を與へ、國際的威信を傷けたること多大である。かくの如きは正に失敗の上塗りであつて、畢竟現下の國際情勢に對する正確なる認識の缺如に原因するものと言はざるを得ない。今日人民戰線、國民戰線等々の常用語を以て呼ばれる國際情勢は國家對立を合理化せんとするイデオロギーの武裝であつて、その背後に大衆的自覺の踵を接して擡頭しつゝあることを見のがしてはならぬ。この國民大衆の利害と理解に依つて裏付けられざる外交は、やがて没落の運命を擔ふものである。我々は遺憾ながら廣田内閣の外交に於てかゝる適例を見出す。

#### 二、我が黨の外交政策

我が黨は最も合理的なるファツシヨ對策が國際調整の實現にかゝることを認め、左の政策を採らんとするものである。

#### A 對支政策

- (一) 對支不干渉政策の根本原則に立ち、支那の近代的國家統一に向つて援助的方針を採ること。
- (二) 國民對國民の理解を深め、政治的並に經濟的に相互依存方針を確立すること。アジア労働會議を以つてかゝる方針具現のための楨杆たらしむること。

#### (三) 對支文化外交を充實し、思想的、文化的連繫を計ること。

#### B 對露政策

- (一) 日蘇不侵略條約を樞軸として、日滿支を貫く極東安全保障條約の締結に向つて進むこと。
- (二) 日滿蘇國境劃定會議を開催して、極東に於ける禍根を一掃すること。

#### C 國際政策

- (一) 集團的平和機構確立の前提として太平洋安全保障條約を締結すること。
- (二) 對英政策を確立し、ファツシヨ・インターナショナルの烙印より脱却すること。
- (三) 世界經濟會議の關係を提唱して、行詰れる國際情勢の打開に向つて進出すること。

### ロ、國內政策

我黨は、國家革新の斷行、國民生活の安定を中心として、廣汎なる各種國策案を作製した。即ち政治機構の改革、重要産業の國營、税制の改革、教育制度の改革、國民年金制等々の成案を以つて、没落資本主義の補強工作たるファツシヨ的似非革新政策に對抗して來たのである。更に労働政策、農村政策、市政政策等を以つて、軍需インフレより惹起さるゝであらう悪性インフレと闘ひ、労働者農民及び勤勞市民の生活防衛の爲めに闘ひ來つた。

#### 一、最近の各種國策案

庶政一新をスローガンとせる軍部、官僚の國策案は資本主義補強の爲め偽購政策にすぎない。それは國家革新と國民生活の安定とは全然反對の立場に立つものである。例へば、電力國營案に於いては、豊富且つ低廉なる電力の供給に依つて産業の開發、國民生活の安定に資するとの名目の下に電力資本家の利益を擁護し、従業員を犠牲とせんとしてゐる。税制改革に於いては、大衆課税によつて國民大衆の負擔を過重ならしめ、議會制度の改革に於いては議會の權限を縮少しファツシヨ的獨裁化を企圖し、選挙法の改正に於いては選挙權を制限し國民大衆の政治的自由を制壓し、教育制度の改革に於いても徒らに大衆の負擔を重からしめんとしてゐる。かゝる一聯の國策案は前章に於いて指摘せるが如く國民的犠牲と強力支配による戰時體制への移行を示すものであつて蓋し革新的方向とは逆行するものである。



## 二、我黨の政策

我黨はあくまで國家革新と國民生活の安定を期し、それが實行の爲めに政治、經濟、財政、社會の全分野に於ける改革の斷行を要求する。最早今日の日本は我黨政策によつて現状打破し、社會主義日本を建設する以外に更生發展の道はあり得ないと左に我黨政策を列舉せん。

- 一、政治機構改革 行政、議會、選舉、司法の全政治機構を改革せんとするもの、國策叢書第三卷參照。
- 二、重要産業の國營 電力、製鐵、軍需工業、砂糖、紡績、肥料等の重要産業を國營し、全國民經濟を社會化し計劃せんとするものである。(國策叢書第二卷「重要産業國營」參照)
- 三、電力國營 我黨國營化の基準に基き電力産業の統列により豊富低廉なる電力を供給せんとするもの(國策叢書第一卷「電力國營」參照)
- 四、税制改革 大衆負擔を軽減し、國家財政を根本的に立直せんとするもの、(國策叢書第四卷「税制改革」參照)
- 五、教育制度の改革 教育制度の根本に改革を加へ公民勞學制度を確立せんとするもの(教育制度改革案參照)
- 六、國民年金制 恩給法を改制し全勤勞國民大衆の徹底的給養を計らんとするもの(國策年金制參照)
- 七、勞働政策 抱括的なる勞働立法を獲得し勞働階級の勢力伸張と利害の防衛をなさんとするもの(勞働政策參照)
- 八、農民政策 農村の全面的更生を企圖せんとするもの(農村政策參照)
- 九、市民政策 中間社會層獲得、中小商工業者の更生を目標とせるもの(市民政策參照)

## 八、黨内政策

### 一、一般闘争政策

- 一、第七十議會に於いては國民大衆の要望を體して、院内外を通じ決死的闘争を展開し、革新運動を前進せしむること。
- 二、来る可き市町村會議員の全國的改選に際し、全力的に關ひ地方自治への猛烈たる進出を計り、既成政黨を覆滅せしむること。

- 三、勞働組合、農民組合、市政團體との關係を緊密にし、黨の基礎を確立すると共に運動を統一化すること。
- 四、中間國民層及び諸種の文化團體等に積極的に働きかけ黨の擴大大衆化を計ること。
- 五、言論機關を擴大し、黨の一切の活動を大衆化すること。
- 六、教育闘争を活潑に展開し黨員の訓練に資し、極力後續部隊の養成に努力すること。
- 七、財政の確立。
- 八、本部會館の建設。

### 二、勞働運動方針

- 一、大衆増税及び物價騰貴の趨勢から来る勞働階級の生活難の加重と、軍需インフレ及び増税轉嫁による勞働強化並に勞働賃銀の低下とは必然勞働紛争の激増を豫想せしめるものがある。我黨は勞働運動の根本方針として、立法的、行政的、並に社會的に勞働者團結權を確立するためにすべての努力を傾倒せねばならぬ。
- 二、勞働組合運動の組織の擴大、充實、戦線の統一に關しては、支持勞働組合との密接なる連絡の下にその活動に協力援助しもつて勞働大衆の政治活動への参加の契機を振起せねばならぬ。
- 三、軍需インフレの出現以來、比較的世人の注目を逸してゐる問題ではあるが、農村における過剩人口の存在が勞働階級の地位の向上を絶えず壓迫してゐるといふ事實に鑑み、ここに失業問題の重要性を指摘してこれが對策を組織化することの必要について全黨員の注意を喚起しなければならぬ。

### 三、農民運動方針

最近における農業、農民問題は政治的にはフアツシヨ的農業統制に、經濟的には日本農業の著しき資本主義化工作の進展と中農層以下の急激な没落の事實によつて特徴づけられる。それは農山漁村經濟更生運動の線に沿ひ、産業組合の未設置町村解消運動と相俟つて農業機械化と農村工業化の進行があり、他方、數年來に亘る農業恐慌の深まりの故に、中農層以下が農民でありながら純農業収入は總収入の三割五分で他の六割五分は賃勞働収入に依存してゐる状態となり、こゝに農民の半農半勞の事實となつて現はれ貧農のプロレタリア化と、富農の組合的資本家化の傾向が濃厚となるに至つたのである。これらの諸傾向



に照應して、吾々は昭和十二年度において、大要次の如き闘争の方針を採用せんとするものである。

(一) 農村工業化運動に對しては、我等はこれを貧農的立場から、この運動に参加協力しつゝ主點を農村労働者問題に置き、農村労働条件改善のためにも戦ふべく努力しなければならぬ。それがためには支持農民組合と協力して新らた「農村労働者組合」の組織が必要となる。

(二) また、最近の經濟恐慌の結果、土地の銀行と産業組合への集中の顯著なることを見逃してはならぬ。こゝに銀行地主、組合地主の發生となり、その集團的地主の立場から「土地管理組合」の主張が具體化されんとしてゐるのである。我等は、この傾向に對して支持農民組合と相協力し、新たな形態における土地闘争を準備しなければならぬであらう。

(三) 以上の傾向に對する組織的活動の重大性に鑑み、黨農村委員会は、今後より一層に全農および農總等の支持農民團體と緊密な組織的連絡を圖り、農民組合政治戦線の統一と未組織農民大衆獲得を眼目として日常闘争に處するとともに、次の如き政策の實現化のために、強力なる農村政治活動の展開を指導し、且つ戦ふべきである。

- (イ) 小作法の制定のための闘争
- (ロ) 負債整理徹底のための闘争
- (ハ) 農業保險制確立のための闘争
- (ニ) 産米検査に對する闘争
- (ホ) 養蠶安定化のための闘争

#### 四、市民運動方針

滿洲事變を基軸とする軍需工業の旺盛は、必然的に資本の集中を招來し、資本主義統制經濟は遂に都市中小商工業者をして加速度的に没落倒産を見るに到らしめた。我黨は立黨の精神に基き都市中小商工業者併びに一般小市民の生活の擁護と之れが更生の爲め、次の方針により一大闘争を展開せんとするもので有る。

##### A 公營投産指導部の設置

一般的に商工指導調査機關として既設の商業又は商工會議所等有るが之れは民衆産業を壓迫し、民衆産業更生の眞の指導機關たり得なかつた。

故に我市民委員會に於ては階級基礎の上に立つ職能的地區代表を構成分子とする民衆商工會議所又は産業指導部を設置して中小商工業者の階級的更生を圖ること。

##### B 國立民衆銀行法の獲得要求

商工省の企劃に懸る商工中央金庫、大藏省の立案に依る庶民金庫等々が有るが之等は眞内容に於て非民衆的で有る。随つて我國には眞に民衆の利用を許す金融機關は一つも無い、故に、吾々は國立民衆銀行法なるものを獲得し以て民衆待望の金融機關設立促進に向つて邁進せんとするもので有る。

##### C 社會諸立法の獲得

百貨店統制法、商店法、配當制限法、家賃制限法、國民保險法、負債整理法等の獲得に向つて進むこと。

##### D 調査情報機關の確立

文化時代に於ける商工取引の根幹をなすものは調査の確實と情報の敏速に有る、中小商工業者が情報調査機關を持たぬ結果如何に不慮の損失を蒙るかを知る時萬難を排して各地に情報機關を設置すること。

##### E 教育運動

由來都市中小商工業者併びに、中小商工業者、小市民の現在の資本主義的イデオロギイを改變し、實物教育を以て階級の線に沿ふ意識を浸潤せしめること。

##### F 組織方針

中小商工業者、小市民の現實のイデオロギイを利用しつゝ陣營の獲得をなすこと。

### 第二號 第七十議會闘争に關する件

一、第七十議會闘争の指導統制機關として議會對策特別委員會を設置すること。

一、代議士會は議會對策特別委員會の統制を受くるも、院内闘争については全責任を負ふて我黨の政策主張の闡明並に實現のために自主的に活動すること。

一、政府の政策並に政府提出の主要法律案に對する態度は別號議案に決定する如くであるが、資本主義政權に對する唯一の反



對黨なる色彩を明確にし、國民大衆の革新的要望に答ふるをもつて主眼とすること。

一、議會對策委員會は我黨の政綱並に大會決議に基き、我黨より議會に提出すべき法律案其他の議案を決定すること。

- 一、院外に於ける鬭争は左の諸點に重點を置くこと。
- (1) 大衆増税絶對反對の宣傳
  - (2) 労働組合法制定請願運動
  - (3) 小作法制定請願運動
  - (4) 國立民衆銀行法制定請願運動

### 第三號 選舉法改正に關する件

一、前議會において選舉法改正決議案上提の際我黨は既成政黨の改惡の意圖を看破して敢然これに反對したが、果せるかな選舉制度調査會は根本的改革を後廻しにして枝葉末節の論議に時日を空費し、その得たところの成果は第三者運動の緩和その他選舉取締りの緩和であつた。我黨は既成政黨の斯かる態度を絶對に排撃する。

二、我黨は先に公表せる我黨の選舉法改正案要綱（社會大衆黨國策叢書第三輯收載）の實現のために第七十議會に對する有効なる鬭争を行はんとを期する。

### 第四號 第七十議會重要農林國策に關する件

#### 主 文

我等、第七十議會に提出さるゝ重要農林國策に對しては、左の如き理由を以てその非革新的反動性を指摘し、一全勤勞農民大衆の名において反對の意思を明確ならしめて、積極的に戦はんことを期す。

#### 理 由

### 重要農林國策の批判

#### 一、序 言

島田農相は、前期第六十九特別議會において貴衆兩院議員の質問に對し、幾多の革新的農業政策の實施を公約し、且つ内閣みづから「庶政一新」と「國民生活の安定」を強調して來た關係もあり、何らかの形態を以て農林國策が具體化されるであらうと、吾々は特に農林省の態度を注視して來たのである。

ところが、去る七月十五日の國策閣議には、文書を以て島田農相は農地法の制定、負債整理の根本的對策、農業共済保險法の制定、農山漁村施設の計畫化、綿羊國策の五項目を「農林國策」として提出し、それが八月二十五日の閣議の結果、政府の「重要國策」の一たる『國民生活の安定』といふ項目の中に入れられその全内容を形成するに至つたのである。これが經費として昭和十年度當初新規要求額一億百萬圓を計上してゐたのであつた。然るに尨大なる軍事費の要求に遭遇し、天秤に懸けられて結局五割の削減となり、新規要求總額五千三百萬圓となつたのである。しかし、そのうち皆減皆増一千三百七十萬圓を差引くと、純新規要求額は二千九百五十萬圓にすぎないのである。これを當初新規要求額に比すれば僅かに二九・二九%にすぎない。

#### 二、前議會に於ける島田農相の公約と農林國策豫算

前期第六十九特別議會において島田農相は十一項目に亘つてその實施を公約したのであるが、そのうち地主富農的諸要求は大部分、今回の新規要求に現はれたが、しかし現下の農村問題として最も重要にして且つその根本問題たる小作法、農業綜合保險および政府米買上規定の簡易化等の小農階級の要求は何ら認められてゐないのである。

今日、勤勞農民大衆の切實なる要求は、小作法の制定、農業綜合保險の制定、負債の徹底整理、米藪價の補償および政府米買上規定の簡易化これである。にも拘らず、これら勤勞農民大衆の切實なる要求には耳を掩ひ、いたづらに『重要國策』といふ最大級政治的形容詞と『國民生活の安定』なる甘言の名に隠れて一部少數の地主富農政策に政府の農業政策が集中せしめるがごとき態度に對しては、吾々は斷乎として攻撃の一矢を放つてであらう。

いま、所謂重要國策經費總額すなはち農林省新規要求總額とその内譯を示せば次の如くである。



重要國策經費として大蔵省に於て計上せる事項金額

一、災害防除	九、三〇九、六三四圓
用排水幹線改良事業費補助に關する經費	五〇、〇〇〇
農用公共施設改良事業に關する經費	一、〇〇〇、〇〇〇
暗渠排水竝床締客土事業費補助に關する經費	七〇一、九六〇
第二期治水事業に關する經費	六、五五七、六七四
災害防止林業施設に要する經費	一、〇〇〇、〇〇〇
二、農村漁村經濟の更生振興	一八、三六二、四六四
農地制度に關する施設費	六四三、八二一
林道開設獎勵に要する經費	一、四九九、九四一
牧野改良事業に關する經費	一、二〇〇、〇〇〇
漁港修築及船溜船揚場設備助成に關する經費	九四五、四七一
農村漁業に關する災害共済制度調査及保險施設實施に伴ふ經費	三一八、七九九
農村經濟更生特別助成に要する經費の増加	三、〇四三、四〇八
農村負債整理に關する經費	二一三、三四四
絲價安定施設に關する經費	三二七、三八四
穀物検査國營に關する經費	五、三七四、七一六
産業組合監査施設に關する經費	三一六、八四九
硫安配給豫備貯藏に關する經費	三九九、六五〇
町村及農林漁業團體活動促進に關する經費	三、〇〇〇、〇〇〇
米穀配給調整等に關する經費	二六、四四五
農村工業獎勵に關する經費	一、〇五二、六五六

三、纖維資源の確保  
羊毛自給施設に關する經費

一、五七二、六二一

四、貿易の助長  
農林水産物輸出促進に關する經費

三二七、七一五

合計

二九、五七二、四五四圓

右の二十一項目のうち、貧農的立場から特に重要なものはいふまでもなく「農地制度に關する施設費」「農林漁業に關する災害共済制度調査及び保險施設に伴ふ經費」「農村負債整理に關する經費」「絲價安定施設に關する經費」「穀物検査に關する經費」の五項目である。吾々にとつて重大なのは、これら諸施設實施のための經費の大小が問題となるのではなく、これら新規事業の社會的經濟的影響である。故に我等の問題の對象たり得るものは、したがつて、これら新規事業遂行のために制定されなければならぬ法律案そのものの内容である。すなはち「農地法案」「森林火災國營保險法案」「漁船保險法案」「絲價安定施設法案」「農作物検査法案」「産業組合中央金庫特別融資損失補償法中改正案」および「農村負債整理組合法中改正案」の七法律案のもつ本質の検討にある。我等は當而の鬭争の重點をそこに置かなければならぬであらう。

三、重要農林國策に對する態度

(イ) 農地法案

農地法案は自作農創設維持二十五ヶ年計畫を骨子とし、その間に小作農家の約三分の一すなはち百六十萬戸を自作農化しようといふ案である。これ明らかに會ての政友會案たる自作農地法案の燒直しである。すでに今日、現行の自作農創設維持がいかに失敗してゐるかといふ事實については多言を要しまい。だが、この試験済みのものに對して毎年なほ四千萬圓を預金部と簡易保險積立金から各二千萬圓の融通を受け二十五ヶ年間に十億圓を貸附、右に對する利子補給をするといふのである。その愚や笑ふべきである。それと同時に(イ)無登記でも小作契約の第三者に對する効力を認め、(ロ)土地買取りに際しては町村が一時管理するの制度および(ハ)小作關係調整のために市町村に農地委員會を設置するといふ、これが案全體の概要である。豫算額は最初七十一萬圓を要求してゐたが、結局六十四萬三千圓に削られたのであるが――

右に對して、吾々は自作農創設維持主義のいかに不合理なる政策かを暴露するであらう。そして小作農保護主義の見地から



「小作法」の制定の急務なる所以を強調し、本案に反対するものである。

(ロ) 森林火災國營保險法案と漁船保險法案

本案は當初主要農作物の災害、農耕地、漁港、漁船、幼齡林の災害に対する保險制度を主眼とした『農業共済保險法』の單行法を立案實施する計畫だと云はれてゐた。ところが、主要農作物の災害および農耕地の災害保險は、すでに従来も風水旱冷等の災害に際して政府は臨時的應急の救済施設をなして居たし、また今後もなすであらうから、その必要はなからうとの反對意見が勝ち、本案は骨抜きにされて結局、幼齡樹の人工植栽林百五十町歩を保險物權とした、極く一少部の限られた小範圍を對象とする山林産業資本家擁護の「森林國營保險」と化し、さらに第一年度に僅か三十組合の漁船組合を組織し、少數の漁船を對象とする「漁船保護法」と化したのである。勤勞漁農民大衆の立場から卒直に云へば、かゝる保險制度ではなく直接に農耕者若しくは漁勞に従事してゐる者を對象とした、内容は飽くまでも綜合保險であり、且つ災害の場合にはそれら農漁民の生活をも保障するところの國營保險を要求してゐるのである。故に吾々は「國民生活安定」國策の假面を被つて少數の船主、地主の地方ブルジョア救済政策に對しては、その本質を暴露して徹底的に反對すると共に綜合農業保險の確立を要求するものである。

(ハ) 農村負債整理組合法中改正法案と産業組合中央金庫特別融資損失補償法中改正法案

これは、負債整理の徹底を圖からんとし、從來の「負債整理組合」を「更生組合」と改稱せしめ、初年度八百六十四萬圓を計上し、十三億圓の農山漁家の負債を整理せしむるために「負債整理金庫」を創設しようといふ計畫であつたが、しかし金庫の新設に大藏省が反對し、その結果産組中央金庫に活用範圍を擴大し、十三億圓のうち四億圓を條件緩和で棒引せしめ、九億圓を中金、勸銀、町村に預金部が融資し、無擔保負債は中金および從來通り町村を通じ、有擔保は勸銀を通じてなされ、政府は無擔保に對して三割、有擔保に對して二割の損失補償をしようといふにある。

しかし、從來の負債整理組合運動が、豫期の成績を挙げ得なかつた原因が、今回の改正案によつて除去されたかといへば、決してさうではない。第一に負債整理損失に國が一分、町村乃至府縣において一分五分を補償しなければならなかつた現行法の故に容易に地方自治體が積極的に活動しなかつたのである。今回の改正で自治體が一分、國が二分と補償率が變更されたからとて、やはり自治體が損失補償をしなければならぬのであるから、結局自治體の損失負擔といふ事實から借金取立化の危険が残存してゐるわけである。そして、その上に、個人に對しては條件緩和ができるが、團體に對しては條件緩和ができ

ないのであるから、個人の借金だけは責めつけられるが、團體や組合の借金には手が出ないといふこの點が舊態依然のままに置かれてゐるのである。だからこゝにも地方ブルジョア救済の抜穴が明いてゐるといふわけである。吾々は、まず／＼窮迫しつゝある農山漁村大衆を壓迫するかの如きこの不合理な負債整理には斷乎反對せざるを得ないのである。

(ニ) 絲價安定法案

本法案は、政府資金五千萬圓を用意し、生絲絲價の最高、最低價格を「絲價安定委員會」において公定し、政府資金を融資して高値にありては政府所有の生絲を賣出し、下値の場合は買上絲價を公定價格の値幅に安定せしむるを目的としたもので、これが經費三十二萬七千圓を承認されたものである。

この場合、我等が考へさせられるのは、最低價格がコスト補償を眼目としてゐない點である。製絲資本家はその故に一定限度の補償はされるが、養蠶養家はそれだけに極度に叩かれなければならぬことを覺悟しなければならぬ。蠶絲農業の大局から見れば、問題はむしろ、二百萬養蠶農家の養蠶農業上の地位を保護するにある。だが本案はその逆である。故にわが黨の主張する『産繭公定價格融資損失補償法』を養蠶農家の最少限的要求として、その實現のために戦はねばならぬことを、痛切に意識するものである。かゝる見地において、吾等は本案に對する積極的に反對の意志を明白にするであらう。

(ホ) 農産物検査法案

本法案は、米、麥、菜種の三種目に強制的な國營検査を行はしむるといふにある。これが經費五百三十七萬四千圓を計上してゐるのであるが、穀物國營検査問題については農耕に従事せる勤勞農民の立場から考察する必要がある。すでに現行検査制において、農作物の商品としての價値は高められたこの良き反面あるに拘らず小作農はそれがために却つて多くの損失を負擔せしめられて來たのである。したがつて、着實に耕作する農民の生活擁護の見地から最近では、検査制實施に伴ふ損失は地主負擔としなければならぬとの方向に進められて來たのであつた。それ故にまた農商務省（大正十年）幹事私案小作法の中に「小作人が契約の有無に拘らず法令により小作料の品質、俵裝、荷造その他に關する制限をうけたるときは、小作人の選擇に従ひ之れがために増加したる負擔額も小作料の支拂額に應じ、引換に支拂ふべきことを地主に請求することを得」と規定されたほどであつた。今日獎勵米増額若しくは小作料引下げの要求がかゝる見地から起りつゝあるのもまた當然であらう。

今日に至るも政府案の具體的内容を見るに至らないが、我々はいかなる犠牲を拂つても、検査制強化に伴ふ手数料その他の費用の地主負擔を實施せしめるように戦はなければならぬ。また、検査制國營に伴ふ容量制か重量制かの問題にしても米質上



關西地方は重量制を可とするであろうが、東北地方はむしろ容量制を可とする必然に置かれてゐるのである。かうした實情よりして、全國的劃一主義がもし採られるならば、その非實情性の故に吾等は反對しなければならぬであらう。要は（イ）検査手数料を小作人に課せぬこと、（ロ）強制検査に伴ふ小作人負擔の排除、（ハ）検査決定の際には農民代表を参加せしむること本案の決定に際しこの三點が取り入れられなければ、我等は勤勞農民大衆の名において反對するであらう。

#### 四、その他重要農林關係諸案に對する方針

以上の重要國策以外に、數十項に亘る農村關係諸政策があるが、それらについては、吾々は、いかなる場合においても政府案の批判の中心は貧農の見地を堅持すべきことを強調するものである。その他なし、數千萬の農民大衆がいまや窮迫のドン底に叩き込まれ、まさに貧農としての地位に餘儀なく置かれてゐるからである。

#### 實行方法

これが闘争の具體化に際しては中央執行委員會に一任する。

### 第五號 船員法改正要求に關する件

#### 決議

日本は世界に於ける一大海運國にして、海運産業の消長は全産業の發展に重大なる關聯を有するものである。而して海運業者の健實なる發展は、之に従事する海上労働階級の生活保障と産業協力に俟たねばならぬは明白である。

然るに現在我が國に於ける船員の唯一の保護立法なる船員法は、明治三十二年の制定にかゝるものであつて、今日の社會の進運に伴はざる幾多の不備と缺陷を有し、政府も又其の改正の必要を認め、既に昭和七年、政府當局船主船員三者より成る海事審議會に於て、改正要綱は決定を見たる所であつて、今日尙其の改正の實現を見ないのは甚だ遺憾とする所である。

依つて我等は、益々國際關係の急迫を告げつゝある現在、政府當局は、右船員法の改正案を來るべき第七十議會に提出し、速やかに其の實施を期さんことを要請するものである。

#### 實行方法

一、本大會の決議に基き、政府當局に之が實現を要請すること。

二、第七十議會に於て所屬代議士が之が實現に努力すること。

### 第六號 青年運動方針の件

#### 青年部の任務

黨の日常闘争の上に於て青年部のもつ任務は極めて重大である。殊に最近我が國の内外客觀的狀勢は二・二六事件以來急激にファツショ化し労働者團結權の否認、行政機構の改革に、増税方針に於て議會制度に對する反動的聲明等によつて其の空氣は益々濃厚となりつゝある。この際ファツショ闘争はわが黨の最も重大なる闘争題目の一つであり、黨青年部の活動が重要視せられる所以である。

我が黨は近來めざましい躍進をなしつゝあるも、黨の組織の現状と闘争實力を顧みる時は、我々は更に黨の前進と強化のために努力せねばならない。黨前衛部隊として青年部の確立は一層急務であることを痛感する。

青年黨員は黨組織の擴大の上に、闘争力の強化の上に、第一戦に活躍し、黨の後退を防衛し、選挙闘争のみに躍動するが如き傾向と飽迄闘はなければならぬ。

#### 青年部の組織方針

青年部のあらゆる活動は、強固なる組織と統一されたる方

針の上に確立されなければならない。青年労働者や青年農民商工青年を強固なる組織をもたず、たゞ漫然とかり集めても何等の力ともなり得ないことは、我々の過去の運動に於て經驗済みである。

我々の青年部は、黨内の全黨員（三十歳以下）を網羅したところの青年の自主的組織でなければならない。

#### 青年隊組織

（名稱） 社會大衆黨××青年隊（例へば中央青年隊、大阪青年隊）

（目的） 黨の綱領、政策、決議の實踐化を以つて目的とし黨運動の前線に立ちて戦ふものとす。

（組織） 一、黨本部青年部指導統制下に青年隊を組織す  
青年隊は中央地方の二種に分つ

二、青年隊員たるには原則として満三十歳以下とし黨支部の推薦に依る闘争力ある青年たること

三、青年隊は府縣聯合會を單位として組織し青年隊長は聯合會青年部長を以て之に充つ

四、各支部を單位として分隊を組織し分隊長は支部青年部長を以て之に充つ、十名以上を以て一分隊とし、十名以上に



達せざるものは隣接支部と合はせて分隊を作ること、分隊には班を置くことを得

五、黨本部に聯合青年隊本部を置き本部青年部長を以て之に充つ

六、青年隊及分隊には、分隊長、副分隊長班長會計等を置くこと

七、青年隊の經費は隊員に負擔せしめず隊員所屬支部若しくは聯合會の補助金及一般寄附を以て之に充つること

#### 青年隊綱領

一、黨の綱領、政策、決議の實踐化に努めること

一、黨の規律を重んじ隊長の統制に服し、隊員相互信義を以つて交ること

一、黨の日常闘争の前線に立ちて戦ふこと

#### 訓練規定

青年隊は隊員とし日常編隊並に教育につき訓練を爲すことイ、集團運動の訓練

一、集合、編隊、行進、行動、解散等

一、青年隊員相互の強力なる結合のため競技、徒歩旅行、野營合宿等を行ふ

ロ、教育訓練

一、講習會、講演會、演說會（青年雄辯會）の開催

一、見學（學校、軍隊、刑務所、裁判所等）

代つて經營内で代行せしめられた。勿論これは過去の知識労働者が生産手段の所有者として自らの意志をもつてこれにあつたのではないが、資本家的組織の體制上その意志の如何に拘はらず斯かる任務を與へられたものである。

資本家階級はこの限られたる少數の知識労働者に対して一定の高い社會的地位を保證することによつて資本家的經營の役割に絶對に参加せず、完全に需要供給の法則の支配を受け彼らの再生産に必要な生活資料の價值によつて決定される賃金のみを受ける筋肉労働者とその生産過程に於ける地位を明確に區分し、筋肉労働者と對立的立場に立たしめた。

此の知識労働者の中間從屬的地位は、その思想の上にも反映し、自らは生産手段を所有せず資本家階級に勤務を賣る立場にあるにも拘らず、その社會的特權地位から生まれる封建的ないデオロギイに支配され、その多くは資本家階級の側に立つて來た。

然るに資本のより高級な有機的構成の進歩は知識労働者を飛躍的に増大せしめ、昭和五年の國勢調査の結果をみても當時の私營工場の筋肉労働者約百八十萬人に比し、知識労働者は公務従業者約九十萬人、商業従業者五十七萬人、工業従業者三十二萬人、交通業従業者十五萬人、合計的二百萬人に達し、筋肉労働者よりも二十萬人の多數を示してゐる。

この知識労働者の數の増大は知識労働者を質的に變化せしめ、從來の特權的地位は喪失され、過去の熟練的な特殊的な

一、他黨演說會の傍聴

#### 服裝規定

一、隊服、隊帽を原則とするも用意出來る迄は腕章を附すこと

一、隊服は黨青年隊に恥しからざるものにして華美に流れず廉價なるものとす

### 第七號 知識労働者組織に關する件

#### 主 文

我が社會大衆黨は知識労働者の組織化のための活動を速に展開すること。

#### 理 由

我が社會大衆黨は立黨の精神に則り、労働者農民を根幹とする全日本の勤勞階級を黨の傘下に結集する目的のもとに、組織活動は展開されて來た。

黨は今日労働者、農民、中小商工業者の組織化には相當の成果を挙げつゝあるが、知識労働者に対する組織活動はほとんどこれを省みざるの現狀にある。

知識労働者は過去に於ては極めて少數の限られたる人々によつて占められ、これらの人達は資本家的經營の高級なる指導組織の任にあたり、剩餘價值取得のための活動を資本家に

知識労働の分野は仕事の分業と機械化によつて部分的機械的自動的となり、殆んどその特性を失ひ、従つて彼らの決定的特徴である俸給が段々賃銀に接近して來るに至つた。

この新たな現象は一つの社會的集團要素を形造り、知識労働者自身が現在の社會組織下に於ける自己の運命を見究め進んで新しい社會組織下に於ける自己の役割をはつきり自覺し、その最も確固たる出發點を發見することが必然的に要求されて來てゐる。

知識労働者の地位はかくの如くその實生活上に變化をみたが、その意識の上には過去の生活が生んだ清算しきれぬ封建的イデオロギイを多分に包藏し、一面失なはれゆく特權意識の脅威を強力な力に依り支へんとするの餘りファツシズムに走る危険がある。このことは我々はドイツ、ロシア等に於て苦い經驗をなめさせられてゐる。

然しながら知識的労働者は現在尙資本主義的財産私有の制度と個々の資本の自由なる活動といふひとつの歴史の基調の上に築かれた自由主義思想の強き影響の下にあり、資本の高度化から來る獨占的統制主義の傾向に對立し、極めてかすかながらも自由主義の旗を守り獨裁的傾向に對し反對の意志表示をなしつゝある。更に知識労働者の増大より來る特權的地位の喪失と生活の低下は驅つて資本主義反對の立場をとり社會主義への移行發展を見せつゝある。

この全く相反する二つのものを包藏する知識労働者を資本



主義の決定的な瞬間に於ていづれの側に就かしめるかに依つてその勝敗に重大なる影響を與へる。

我が社會大衆黨はこの知識労働者をフアツシズム化から防衛しその内蔵する自由主義的平和主義と生活のプロレタリア化から来る正しき方向への移行を組織し、黨の指導方針のもとに統一し黨の傘下に結集せしめることは極めて重大なる黨の任務である。我が社會大衆黨指導部はこの點に深く留意し速に知識労働者獲得のための方針を決定しこれを實踐に移さなくてはならぬ。

### 實行方法

- 一、知識労働者保護法制定要求運動の展開
- 一、知識労働者のための特別委員會の設置

## 第八號 議員行動方針書

一、我黨選出の議員は、我黨が中央及び地方の議會に派遣したる階級的戰士である。従つて議員はもはや個人に非ず、その一身に於いて同時に我黨を代表するものであるが故に崇高にして嚴肅なる義務を生ずべきことを銘記しなければならぬ。

一、我黨選出の議員は、我黨の精神を體し、綱領規約を遵守することは勿論、黨の統制に對して絶対に服従することを

特に誓はねばならぬ。けだし、議員は我黨の選ばれたる黨員であるが故に。

一、我黨選出の議員は、革新的氣魄を裏むに道德的品格をもつてしなければならぬ。如何に才能ある議員であらうとも道德的疑惑を蒙る如き者は我黨にとつて不必要なるのみならず、革新途上における最大の障碍である。

一、我黨選出の議員は、日常の行動に細心の注意を拂ひ、敵に繞圍されたる戰士の緊張をもつて、苟しくも政敵の乘すべき間隙を與へてはならぬ。

一、我黨選出の議員は、必ず大衆的日常闘争の最先に立ち、我黨が無産大衆の利害を眞實に代表するものであることを身をもつて説明しなければならぬ。

一、我黨選出の議員は、院内に於て独自の議員團を構成し、我黨独自の立場を明確ならしめることをもつて原則としなければならぬ。既成政黨所屬の議員と聯合することは絶対に避け、中立議員と聯合しなければならぬ特殊の場合には、必ず黨の責任機關の指示を仰がねばならぬ。

一、我黨選出の議員は、院内における我黨の尖兵として、我黨を代表して政策主張の闡明並に實現のために献身的に闘争しなければならぬ。

一、我黨選出の議員は、院内役員の選挙に關して他黨と協定せざることをもつて原則とする。例外として我黨の政策の實現を公約せる場合には他黨候補者に投票することが許さ

るべきも、その場合には必ず黨機關の指示を仰がねばならぬ。院内役員を獲得するため黨の政策を讓歩し或は他黨の政策と妥協することは勿論排撃させねばならないが、役員選出の投票を交換することも出来る限り避けねばならぬ。

## 第九號 昭和十二年度豫算案反對の件

### 決議

我黨は軍事費に偏傾し、勤勞大衆を犠牲とする昭和十二年度豫算案に絶対反對す。右決議す

### 理由

一、大藏大臣は明年度豫算案の編成に示されたるその財政計畫を「準戦時體制の樹立」として自ら特徴づけた。その言はんとする所は、第一に軍事費の激増をほとんど無條件に容認すること、第二にこの軍事費の激増を賄ふため戦時に準ずる巨額の増税を行ひ、特別會計から未曾有の繰入増加を爲し、公債を増發する等、あらん限りの財源を動員せること、第三に將來更に軍事費財源として増税を斷行し得ること、第四に公債増發のために金融統制を豫定せること等にあり、而して我々の特に力説しなればならないことは、そのために歳出の方面に於いても歳入の方面に於いても、社會政策即ち資本主義の害悪を財政

手段によつて矯正するといふ方策はほとんど無視されてゐるといふ點である。

二、明年度豫算總額三十億四千百萬圓は昭和六年度豫算の丁度二倍に當り、本年度實行豫算に比しても實に七億三千八百萬圓の激増であるが、その内陸軍費の増額二億二千萬圓、海軍費の増額一億三千一百萬圓、國債費の増額七千一百萬圓、合計軍事費の増額は四億二千二百萬圓に達し、地方財政交付金の増額二億二千萬圓を差引けば豫算増加額の八割一分、即ち大部分を占めてゐるのである。而して此の軍事費激増を賄うために各種消費稅、關稅、取引稅(賣上稅)等の間接稅の増徴または新設一億三千六百萬圓、煙草の値上二千五百萬圓、郵便料金の引上二千二百萬圓、植民地増稅千九百萬圓、鐵道益金増三千萬圓等の大衆負擔を増大せしめ更に所得稅免點引下による三百萬圓や産業組合課稅による三百萬圓といふ如き零細なる大衆稅源をも涉獵してゐるのである。

三、大藏大臣は間接稅の増稅額以上に達する所得稅その他の直接稅の増稅と地方財政交付金による地方稅の廢減をもつて公平なる増稅なりとし、社會政策なりとするものの如くであるが、我等は斯かる見解を絶対に排撃する。即ち間接稅は從來租稅總額の六割に達してゐるのであつて、この大衆負擔は廢減こそ爲すべきであり、直接稅の増稅とおつきあいに「公平に」増稅すると云ふが如きは最も惡質な詭辨



である。また地方財政交付金制度は我黨の主張する社會的  
地方交付金制度とその精神を全く異にするもので、戦時に  
おける地方財政の壓縮を目的とし、地方税の廢減は國税の  
大増税を可能ならしめるための技術的手段であるにすぎな  
い。明年度に於ける社會政策と稱される國民健康保險、母  
子扶助法、救護法擴張等は、その財源を郵便貯金の利子引  
下に仰いで居る。社會政策とは資本主義の害悪を資本の負  
擔において救済することを本來意味するものである。勤勞  
大衆の零細貯蓄の~~に~~において行はれる社會政策は、我と  
我身を食ふ蝟配的社會政策とも名づくべきであり、馬場財  
政の欺瞞政策の典型的表現である。

四、それにも拘はらず資本家的利益は周到に擁護されてゐる  
軍事費膨脹と低金利とは産業資本家にとつて黄金の慈雨で  
あるが、金融資本に對しても公債その他の利子の源泉課税  
を行ひ、銀行預金増加のために、郵便貯金の利子引下を爲  
し、就中公債市價維持のために金融的行政的立法的其他あ  
らゆる手段を講ずることを惜しまないのである。

五、大藏大臣は豫算閣議において「今後五年間は増税せず、  
公債十億圓限度を嚴守し六年後以降漸減する」と述べた由  
であるが、それは見え透いたウソである。陸軍の六ヶ年計  
畫と海軍の第三次補充計畫との繼續費を承認すれば軍事費  
が更に末擴がりになることは明白である。軍事豫算の恩惠  
を蒙むる資本家自身將來の財政計畫に對しては非常に不安

を抱き、それは稍もすれば公債信用の動搖となつて現はれ  
んとしてゐる。けだし、我軍需工業の生産力は今日すでに  
老大豫算の消化に不足であり、従つて輸入増加による爲替  
低落と生産設備擴張による公債應募資金の缺乏とは相俟つ  
て悪性インフレを將來する傾きがあるからであるが、歳出  
計畫の混昏せることは更にその傾向を促進するであらう。  
六、勤勞大衆は大衆増税によつて負擔が増大するだけではな  
い。生産設備の不足は勞働強化と、工場災害の激増とを當  
然に惹起する。また資本家の負擔として課せられたる増税  
は賃銀値下または勞働強化となつて勞働者に轉嫁せられる  
のであらう。もつと悪いことには、すでに現はれつゝある  
物價騰貴は増税によつて拍車をかけられ、勤勞大衆は生活  
難によつて栄養不良となり、勞働強化によつて肺結核とな  
り、身をもつて老大軍事豫算の~~に~~化さねばならぬ。  
以上の理由によつて我黨は明年度豫算案に絶對反對するも  
のである。

## 第十號 税制改革案反對の件

### 決 議

我黨は「準戰時體制の樹立」を目標とする政府の税制改革  
案に絶對反對す。  
右決議す

### 理 由

省略(社會大衆黨國策叢書第四輯「税利改革」を参照のこ  
と)

## 第十一號 政治機構改革に關する件

所謂軍部案として世上に傳へられたる行政機構及び議會制  
度改革に關する意見は、その内容の貧弱なる一面、民衆の政  
治參與權を縮少して漸次獨裁政治に移行せんとする意圖を藏  
するものであり、我黨の斷じて默過し能はざる妄案である。  
我黨は總て斯かる種類の時代逆行的、獨裁的政治機構改革案  
を斷乎として排撃すると共に、資本主義制度並に既成政黨沒  
落の必然性に立脚して、左記要綱に基く我黨独自の機構改革  
案の實現を期す。

## 政治機構改革案要綱

### (1) 中央行政機構

- 一、資本主義の弊害を是正するに必要な行政機能はむしろ  
これを擴大強化すること
- 二、併し乍ら内閣の企劃部分もこれを強化して、内閣の統一  
性を確保すること

### (2) 地方制度

- 三、行政各省の上に國務大臣を置き、無任所大臣を置かざる  
こと
- 四、民間の自治的經濟團體及び公益團體を行政機構に連絡せ  
しめ下からの監督を強化すること
- 五、一般の行政機能と國營企業とを分離し、經營國家として  
の國營トラスト組織を樹立すること
- 六、國家豫算體系を整備し、行政的經費と資本的經費とを區  
分してそれに應じたる收入組織を樹立すること
- 七、最下位自治體は、消費協同社會としての地域主義を採用  
すること
- 八、上位自治體は、消費協同社會の經濟地理的集團の上に立  
つ生産協同社會としての地域主義を採用すること
- 九、自治體は完全自治主義を採用して、行政警察權をもこれ  
に接收すること
- 十、自治體の最高執行部は、公民の一般投票を基本とし、政  
黨並に民間の自治的經濟團體及び公益團體に候補者推薦の  
權利を與ふることに依つて、現行制度の弊害を是正するこ  
と
- 十一、自治體最高執行部の地位を官吏に比して權威あらしむ  
ること
- 十二、中央政府と地方自治體との中間連絡組織たる地方行政



區劃は、これを立地的經濟地域を基準として定め、その中央各省との連絡は職能別直接主義とすること

### (3) 議會及選舉制度

- 十三、議會は二院制度とするも、貴族院は職能代表制を基礎としてこれを根本的に改組すること
- 十四、衆議院は現行通り地域代表制とすること
- 十五、議會の運用を能率化することによりその立法、豫算及び決算審議、並に行政監督の權利を強化すること
- 十六、議院法において政黨の地位を確認し、且つ議員の道德的品位を高むる方法を講ずること
- 十七、衆議院議員の選舉は大選舉區比例代表制を採用し、選舉權を擴張し、選舉公營並に選舉肅正を徹底すること

### (4) 司法制度

- 十八、大審院を名實共に憲法の番人たらしむると共に、檢察制度運用に於ける人權蹂躪の弊害を根本的に除去すること
- 十九、民刑事事件の審理遅延を防ぎ、その促進を圖るため、適當に裁判所の構成を變更すること。
- 二十、裁判機關を専門化して、社會生活の變化に適應したる公正なる裁判を爲さしむること
- 二十一、訴訟費用免除並に裁判の簡易制を確立すること
- 二十二、公共の利益を主眼として裁判所の強制和解を擴大せしむること

しむること

### (5) 勅令制度並に樞密院

- 二十三、官制を出來得る限り法律化すること
- 二十四、專賣制度に於ける基本料金の決定、變更は法律を以てすること
- 二十五、樞密院を憲法上の機能の最少限度によつて還元すると共にその組織を縮少すること

### (6) 文官任用命

- 二十六、文官任用令の改正、高文試験の受験資格撤廢に依り廣く民間の人材が官吏として社會的に活動し得る道を開くこと

### (7) 恩賞制度

- 二十七、恩賞大權を廣く官民を通じての功勞者に及ぼすこと

### (8) 職能別協同組合制度

- 二十八、職能別協同組合組織を樹立し、その上位下位と行政機構の上位下位、並に自治體の上位下位を併立、連絡せしむること

## 第十二號 電力國家管理に關する件

我黨は刻下の電力統制問題に對し我黨独自の國營案の實現を期す。依つて政府の電力國家管理法を我黨の國營案に沿ふて大修正すると共に、資本家と野合せる既政成黨の欺瞞的國有國營論を打倒し、庶政一新に對する廣田内閣並に既政成黨の無能力、無誠意を徹底的に曝露する方針にて邁進す。

### 我黨の電力國營案要綱

(さきに中央執行委員會の承認を得たるものを若干字句的に補正す)

#### 一、國營の範圍

發送電並に配電事業、國有鐵道並に私鐵の兼營發送電並に配電事業を含む。(家用の中小規模のものを除く)

#### 二、國營の方法

(イ) 一切の電氣供給事業を獨占經營する國營電氣供給會社を設立し、その出資證券を交附する形式にて現設備を買収する。出資證券は差當り年率四分(公債利廻りよりも若干高き程度)の配當制限付とし、配當保證を附せず。但し金融上準公債として待遇する。出資證券には發言權なく、また任意償還し得る。

(ロ) 現電氣供給事業設備の買收價格、即ち出資證券の交附額は、嚴正な評價に基いて決定する。従つて評價委員會の人選を嚴にし、特に一般消費者大衆の利益を強硬に擁護する能力ある人物を重視して政府之を任命する。當業者の代表若しくは當業者と密接な利害關係ある代表は評價委員會に加へない。

(ハ) 未開發水利權並に供給權はこれを無償にて國家に回收する。

(ニ) 内國社債及び邦人所有外債も、株式と同率の交換割合にて出資證券に乘替させる。これは形式的には社債權の侵害なるも、實質的には然らず、株主と同様の責任を社債權者に課することは道德上當然である。

(ホ) 外人所有外債は、國際信義の關係上これをそのまま國營供給會社に肩替りし、可及的速かに低利債權若しくは現金償還する。

(ヘ) 一般社員及び従業員は原則としてそのまま國營供給會社に引継ぎ、その俸給賃銀率、勞働條件等は、現在の各社の標準のうち高き方に統一する。

(ト) 國營電氣供給會社の資本金額は、現設備の買収に要する出資證券の交附額と向ふ三ヶ年位の所要資本見込額を合はせて、差當り三十億圓とする。

#### 三、國營電氣供給會社の組織及び監督

(イ) 電氣供給事業運營上の責任は、第一次的には國營電氣



供給會社理事會に、第二義的には政府に歸屬する。

(ロ) 國營電氣供給會社は、理事長一名、理事十名以下にて構成し、國營の本旨に理解ある有能の逸材を眼目として政府これを任命する。その任期は四ヶ年、再任を妨げない。

(ハ) 政府は法律の定むる所に依り、國營供給會社に對し、命令及び認可を行ふ。命令及び認可の範圍は、發電所及び送電線の建設、出資證券の發行、基本料金の決定、利益金處分、團體協約の運行、重要役員の任免定款の變更等に互り出來得る限り事業の能率的經營を妨げざるやう注意して定めらるべきである。

(ニ) 政府は國營電氣供給會社の營業報告を帝國議會に提出して議員の質問に答へ、また供給會社の監督、指導に關する豫算案を提出して議會の協賛を求め、その他一般的にも政府は供給會社の營業狀態に關する質問に答辨する義務を負ふ。議會を通じての供給會社に對する監督はこれらの方法によつて確保される。

(ホ) 政府は關係産業、消費者、關係労働者、地方行政當局其他の代表者より或る電氣審議會を任命し、政府並びに國營電氣供給會社の諮問機關たらしめる。電氣審議會は規則的に會議を開き、供給會社の經營首腦者に對して有益なる忠告及び提案を行ふ外、政府の諮問に答申する。

(ヘ) 全國を若干の配電系統に分ち、各系統毎に國營供給會社の支社を設置し、その区域内の配電を管轄せしめる。支

社には相當廣汎な自由採量を許し、配電を能率化するに努めるまた支社の下に營業所、サーヴィス・ステーション等を設置する。

(ト) 労働組合を公認し、既に存在する自主的な労働組合を中心として、全従業員を單一の「國營電氣供給従業員組合」に結成せしめる。本組合は各職場單位に支部、配電地域別に支部聯合會を設置する。従業員の賃銀率及び労働條件は供給會社理事會と本組合との團體交渉を通じて協定し、兩者間の團體協約は原則として二ヶ年毎に更改する。若し成立せざる場合は政府の任命する調停委員會之を裁定する。各支部及び支部聯合會はそれ／＼委員を設け、經營首腦者と協力して團體協約の運行を圓滑ならしめ、能率増進並にサーヴィス改善に努力する。

(チ) 現在の選信省電氣局を改組し、これに電氣試驗所を合併して、行政、經濟、技術を綜合せる眞に有能なる計畫立案、技術指導の機關たらしめる、この機關に要する經費は國營供給會社より納付せしめる。

#### 四、國營供給會社の收支及び資金調達方法

(イ) 國營電氣會社は獨立の損益計算にて運営さるゝこと勿論であり、原則として國庫よりの補助を受けず、出資證券への配當はその利益金中から行ふ。

(ロ) 長期事業資金は専ら出資證券の發行を通じて調達することとし、社債は發行せざることとする。出資證券の發行

引受シンヂケートは、差當り特殊銀行並びに預金部、産業組合中央金庫等にて組織し、政府もまた出資證券に應募する場合は有り得る。普通銀行のシンヂケート加入も差支へなく。

(ハ) 短期資金も前記シンヂケート加盟金融機關より融通する。

(ニ) 國營電氣供給會社の損益計算法並に原價計算方法は法律を以て之を定める。また貸借對照表の公表形式も、一般公衆に解り易いからしむるやう法律を以て之を定める。

(ホ) 技術改良研究費、サーヴィス改善費、従業員福利増進費、減價卸却費等は、廣義の原價計算の中に加へて之を取扱ふ。

(ヘ) 配當を除き去りたる剰餘金は、建設費、料金値下、従業員待遇向上に三分する。

### 第十三號 國立民衆銀行法の制定

#### 要求に關する件

#### 主 文

民衆金融の基本的法制で有る、國立民衆銀行法の即時制定要求に向つて邁進せん事を期す。

#### 理 由

都市中小商工業者並びに一般小市民の生活擁護の問題は勿論今日新しく起つた問題では無い。

膨大なる軍事豫算を繞つてのインフレーション景氣が社會の上層部に叫ばれて高率配當が行はれて居るに拘らず、中小商工業者は逆に疲弊困憊の状態にある理由は何故か、其處には本質的には資本主義經濟機構の齎す重壓も有らふが、要するに一言にして言へば、金融逼迫から来る、高金利の犠牲が彼等をして益々困窮たらしめて居るので有る。

隨つて之れが救済と更生の唯一つの方法は民衆金融を法制化する國立民衆銀行法の制定に俟つの外は無い。

即ち、國有資金、損失國庫負擔無擔保(國家保證)利子五分以内、一口五千圓以下を内容とする、國立民衆銀行を設立するための基本法制で有る民衆銀行法の即時制定に對して一大市民運動を本大會の名に於て起したいのである。何卒全場の御賛成を乞ふ次第で有る。

#### 實行方法

#### 新市民委員會一任

#### スローガン

- 一、國立民衆銀行法を即時制定せよ
- 一、損失國庫負擔の民衆銀行を作れ



- 一、國家保證の無擔保貸出の斷行
- 二、商店法の即時制定に關する件
- 三、百貨店統制法の即時制定に關する件
- 四、家賃制限法に關する件

### 第十四號 勞働組合法小作法制定要

#### 求請願運動に關する件

中央執行委員會提出

#### 主 文

我等は團結權擁護と耕作權確保のために、支持勞農團體たる日本勞働組合會議、全國農民組合および日本農民組合總同盟と相協力し、勞働組合並びに小作法制定の要求のため、第七十議會を目標に全國的請願運動を左の方針に基き積極的の戦はんことを期す。

#### 請願運動方針大綱

- 一、主催團體は黨、組合會議、全農、農總の四團體とす。
- 二、主旨徹底を期するためにパンフレット、傳單およびポスターを作製す。
- 三、社會的輿論喚起のために、知名の學者、評論家および政

治家を招待し「社會立法懇談會」を一月下旬開催す。  
四、本運動の中央集結のために、二月中旬東京に「勞農大會」を開催す。

#### 理 由

削略

#### 實行方法

中央執行委員會一任

### 第十五號 小作法制定に關する件

中央執行委員會提出

#### 主 文

我等は、左の小作法案を、我黨所屬衆議院議員をして第七十議會に提出せしめ、これが實現のために戦ふことを期す。

#### 小作法案

##### 第一章 小 作 法

##### 第一節 小作權ノ範圍

第一條 本法ニ於テ小作權ト稱スルハ永小作權、耕作若クハ

牧畜ヲ目的トスル土地ノ賃借權又ハ小作人カ農業上使用收

益スル宅地採薪地採草地其ノ他ノ土地ノ地上權及賃借權ヲ

謂フ

小作人カ小作地ニ附隨シテ立木、建物其ノ他ノ物ヲ使用收

益スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其ノ權利ノ存續及消滅ハ小

作權ノ存續及消滅ニ從フ

##### 第二節 小作權ノ對抗力

第二條 小作權ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタル時ハ

爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ

有ス

##### 第三節 小作權ノ存續期間

第三條 小作權ノ存續期間ハ二十年以上五十年以下トス、但

シ開墾開拓ニ因リ缺ク年限ノ定アル場合ニ於テハ其ノ小作

權存續ノ最長期間ハ其ノ年限ノ期間ニ五十年ヲ加ヘタルモ

ノトス

第四條 地主方自己又ハ其ノ家族ニ兵役、疾病其ノ他已ムヲ

得ザル事由アルニ因リ二十年以内ニ自作ノ必要アルコト明

確ナル場合ニ限り小作審判所ノ判定ヲ以テ二十年以下ノ小

作權ヲ設定スルコトヲ得

##### 第四節 小作契約ノ更新

第五條 地主カ其ノ小作地ヲ自己又ハ家族ノ勞力ニ依リ自作

スルノ必要アル場合ニ於テ期間満了ノ時ヨリ少クトモ二年

前ニ其ノ更新ヲ拒否スルコトヲ小作人ニ通知シタル場合ヲ

除クノ外其ノ小作契約ハ更新セラレタルモノト看做ス

##### 第五節 小作權ノ讓渡並小作地ノ轉賃賃貸

第六條 小作權ノ讓渡又ハ小作地ノ轉賃若クハ賃貸ヲ禁止又

ハ制限スル特約ハ無効トス

第七條 小作權ノ讓渡又ハ小作地ノ轉賃若ハ賃貸ヲ爲ス場合

ニ於テ讓渡人、轉賃人又ハ賃貸人ハ不當ナル利益ヲ受クル

コトヲ得ス

##### 第六節 小作權ノ消滅

第八條 地主ハ左ノ場合ニ於テ小作權ノ消滅ヲ請求スルコト

ヲ得

一、小作人カ正當ナル理由ナクシテ引續キ三年以上小作料

ヲ滞納シタルトキ

二、小作人カ小作地ヲ著シク荒蕪セシメ又ハ小作地ニ永久

ノ損害ヲ及ボスヘキ行爲ヲ爲シタルトキ

前項ニ依ル消滅カ收穫後作付又ハ習慣ニ依リ定マリタル時

期其ノ他小作人ノ損害最モ少キ時期ニ非サル場合ニ於テハ

小作權ハ其ノ收穫終リタル時期、習慣ニ依リ定マリタル時

期又ハ爾後一年以内ノ小作人ノ損害最モ少キ時期迄存續ス

ルモノト看做ス

第九條 地主ハ本法ノ規定ニ依ルニ非サレハ小作權ノ消滅ヲ

請求スルコトヲ得ス

##### 第二章 小 作 料

##### 第一節 小作料ノ支拂



第十條 物納小作料ハ其ノ小作地ニ生産シタルモノノ普通品又ハ其ノ相當品ヲ以テ支拂フモノトス

第十一條 物納小作料ヲ收穫後三月以内ニ、金納小作料ヲ六ヶ月以内ニ支拂ヒタルトキハ小作料支拂ニ遲滞ナキモノトス

第十二條 小作料物納ナルトキハ小作人ノ支拂ニ付遲滞アル場合ニ於テモ地主ハ小作人ニ其ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス

金納小作料支拂ニ遲滞アリタル場合ニ限り地主ハ年百分ノ三以下ノ利息ヲ請求スルコトヲ得  
滯納小作料ヲ消費貸借ニ更改シタルトキハ第二項ノ規定ヲ準用ス

第十三條 地主ノ交替其ノ他ノ事由ニ因リ小作料支拂場所カ從來ヨリモ遠隔ト爲リ又ハ運搬困難ト爲リタル場合ニ於テハ小作人ハ之ニ因リテ生シタル費用ヲ小作料ヨリ控除スルコトヲ得

第十四條 法令ニ依リ小作料ノ品質、依裝、荷造等ニ關スル制限アル場合ニ於テハ小作人ノ契約ノ有無ニ拘ラス之カ爲増加シタル負擔額ヲ小作料ヨリ控除スルコトヲ得

第十五條 災害ニ因リ通常ノ收穫高ヨリモ少キ收穫高ヲ得タルトキハ小作人ハ其ノ減收ノ割合ニ應シテ小作料ノ一時的減額、免除又ハ支拂猶豫ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 小作人又ハ其ノ家庭ニ兵役、災害、疾病アリタルトキハ小作人ハ小作料ノ減免又ハ支拂猶豫ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 法令ニ依リ地租ノ免除、徵收猶豫アリタルトキハ小作人ハ小作料ノ免除又ハ支拂猶豫ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 地主又ハ小作人ハ小作料ノ改訂、種類、品質及換價等ニ付爭アルトキハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ請求スルコトヲ得

第十九條 小作審判所カ小作料ノ判定ヲ爲ス場合ニハ左ノ事項ヲ斟酌スルコトヲ要ス、但シ相當小作料ト雖モ耕作農民ノ相當ナル家計費ヲ侵スコトヲ得ス  
一、經濟事情ノ變更  
二、土地ノ生産力  
三、風水害其ノ他ノ災害ノ多少  
四、勞力、肥料其ノ他小作地經營ニ要シタル小作人ノ支出  
五、小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル土地ノ改良  
六、小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル現物小作料ノ改良  
七、隣地ノ小作料

第二十條 相當小作料ノ判定アリタル小作地ノ地主ハ敷金、保證金、前拂小作料、手數料、小作權設定料其ノ他ノ相當小作料以外ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

既ニ受ケタル敷金、保證金等ハ相當小作料ノ判定アリタルトヲ得

日ヨリ一月以内ニ小作人ニ返還スルコトヲ要ス  
前二項ノ規定ハ小作料ノ減免又ハ支拂猶豫ノ判定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 小作人ハ小作地返還ニ際シ相當ノ作離料ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 小作人カ小作地ニ付公租公課、其ノ他地主ノ負擔ニ屬スヘキ必要費ヲ支出シタルトキハ地主ハ直ニ其ノ費用ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十三條 小作人カ小作地ニ客土、灌溉、排水工事其ノ他ノ改良ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ有益費ヲ支出シ小作地返還ノ際其ノ價格ノ增加カ現存スルトキハ地主ハ小作人ノ選擇ニ從ヒ、其ノ費用又ハ増加額ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十四條 小作人カ小作地ニ播種栽植シタル作物築造シタル工作物其ノ他ノ設備ニシテ小作地返還ノ際現存シ、前二條ノ規定ニ依リ其ノ費用ヲ償還セラレサルモノニ付テハ小作人ハ地主ニ對シ其ノ際ニ於ケル相當價格ヲ以テ之レヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第二十五條 小作權消滅ノ場合ニ於テ小作人ハ前三條ノ支拂ヲ受タル迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ耕作ノ中途又ハ小作人ノ損害最モ少キ時期ニ於テ返還スヘキトキハ爾後一年內ノ小作人ノ損害最モ少キ時期迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

第二十六條 小作人カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ其ノ小作地ヲ著シク荒廢セシメ又ハ之ヲ毀損シタルトキハ地主ハ小作人ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二十七條 小作地ノ作物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第二十八條 小作地ニ小作人ノ立入ヲ禁スル趣旨ノ假處分ハ之ヲ許サス

第二十九條 小作審判所ハ區裁判所ヲ以テ之ニ充ツ  
小作審判所ノ裁判ハ區裁判所ノ判事之ヲ行フ  
判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テ前項ノ裁判ヲ行フヘキ判事ハ地方裁判所長之ヲ定ム

第三十條 小作審判所ノ管轄區域ハ區裁判所ノ管轄區域ニ據ル

第三十一條 小作審判所ハ本法ニ規定セラレタル事項ニ關スル民事上ノ紛爭ニ付當事者ノ一方ノ申請アリタルトキ之ヲ判定ス  
第三十二條 本法ノ規定ニ依リ小作審判所ニ判定ヲ申請シ得ヘキ事項  
第三十三條 小作審判所ノ判定ハ通常裁判所ノ判決ト同一ノ効力ヲ有ス前項ノ判定ニ不服ナル者ハ地方裁判所ニ上訴スルコトヲ得



第三十四條 小作審判所ハ事件ヲ受理シタル場合ニ於テ、左記ニ該當スル者ヨリ各一人ノ參與員ヲ選定シテ、事實ノ判斷及意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ要ス、但シ必要アリト認ムルトキハ小作審判所ハ參與員ヲ各三人迄増員スルコトヲ得

一、地主又ハ地主團體ノ代表者  
二、引續キ三年以上農事ニ従事シタル自作農又ハ自作兼小作農

三、小作人又ハ小作人團體ノ代表者

控訴裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ參與員ヲ選定シテ事實ノ判斷及意見ノ陳述ヲナサシムルコトヲ得

第三十五條 左ニ掲ケタル者ハ參與員タルコトヲ得ス

一、當事者、親族、共同權利者又共同義務者

二、未成年者、禁治産者及準禁治産者

三、小作審判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ニ住居セサルモノ

第三十六條 小作審判所ハ小作官ノ意見ヲ徴シ又ハ之ニ事實ノ調査ヲ囑託スルコトヲ得

#### 第六章 補 則

第三十七條 小作權設定ノ約款ニシテ本法ノ規定ニ違反スルモノハ無効トス、但シ小作人ノ利益ナルモノハ此ノ限りニ非ラス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

小作調停法ハ之ヲ廢止ス

本法施行前設定シタル永小作權ノ存續期間ハ其ノ存續期間ニ三十年ヲ加ヘタルモノトス

本法施行前設定シタル永小作權ニ非サル小作關係ニツイテハ其ノ小作權ノ存續期間ハ三十年トス、但シ第三條ニ依ル歟下年限ノ定アル場合ニ於テハ其ノ年限ノ期間ニ三十年ヲ加ヘタルモノトス

#### 理 由

削 略。

#### 實 行 方 法

中央執行委員會一任。

### 第十六號 全國市町村會議員選舉

#### 對策に關する件

中央執行委員會提出

#### 主 文

我等は、昭和十二年度全國各地に舉行さるゝ市町村會議員選舉は、次の如き選舉方針を採用し、躍進途上のわが黨が、

全面的に地方各自治體へ勤勞大衆の先頭部隊として進出し、積極的に戦はんを期す。

#### 市町村會選舉方針大綱

##### A、前 文

一、市町村自治體は、資本主義的政治機構の最下部組織であり、ブルジョア政治支配の細胞である。したがつて、この細胞に深く根を下ろせるブルジョア政黨は、中央政權において軍部・官僚にその地位を奪はれ、昔日の觀無けれども市町村自治體政治には、根柢き根幹を有しつゝあり、されば打倒資本主義戦の先頭に立つわが黨は、ブルジョア政黨並に資本家的政治支配を培養しつゝあるこの資本主義政治機構の組織細胞の破壊に向つて強力なる闘争を展開しなければならぬ。そは他なし、わが黨が市町村自治體の占據を目標として、果敢なる市町村會議員選舉戦を戦ふのみ。

二、この重大なる政治的任務を遂行せんがために、わが黨は今次の市町村會選舉戦に對して、次の如き基準に従ふべきことを決定す。

##### B、選舉闘争の基準

一、日常闘争との緊密なる聯繫とその發展の形態において、選舉戦は効果的に戦はれなければならぬ。そのためには

(イ) 準戦時體制的財政の大衆生活への影響 (ロ) 準戦時

體制下の中央政府のファツシヨ化と地方自治體の専制支配 (ハ) 地方自治體における資本家地主の獨占的專横に對して、昭和十二年度豫算市町村會を効果的に戦ふこと。

二、市町村選舉戦に對する闘争力の強化と、地方自治體闘争の強化を圖るべく、左の組織的活動を、黨は直ちに開始すること。

(イ) 黨本部に地方政治部を新設すること

(ロ) 活動分子をもつて選舉部を充實すること

(ハ) 選舉部並びに地方政治部を中心に市町村會選舉對策委員會を設置し、統制ある選舉闘争を展開せしむること

三、候補者の選定基準

(イ) 黨員たることを要す

(ロ) 相當の闘争經歷を有すること

(ハ) 闘争力ある人物と雖も、指導者の人格の薄きものは候補者たることを得ず

(ニ) 地方的便宜主義は絶對これを排撃すること

四、候補の公認手續

(イ) 市會議員候補者の選定は各府縣聯合會において嚴選し本部にその公認を求むること

(ロ) 町村會議員候補者の選定は各支部において嚴選し、これを各府縣聯合會上申し、府縣聯合會を経て、本部にその公認を求むること

五、立候補地區においては當選を期して戦ひ、當選の見込な



き地區は立候補させること

六、候補者を擁立し得ざる地區にあつては、左記の基準により活動をなすこと

(イ) わが黨の政策を徹底せしむるために日常闘争と結合して、地方自治體政治批判と、フアツショ反對の言論戦を展開し、他黨との鋭き對立を的確ならしめ、大衆黨意識を未組織大衆に叩込むことに集中すること  
(ロ) その餘力を以て隣接地區の選挙戦を應援すること

理由

削略。

實行方法

一、選挙政策の具體的立案、その他については、中央執行委員會に一任すること。

第十七號 公費勞學義務教育十年制

確立に關する件

主 文

我等は、不徹底にして國民生活の實情に即せざる今回の義務教育年限延長案に反對し、公費勞學義務教育十年制確立の

(ル) 本制度の實施を以て、在來の教育制度上の特權を廢止す。

以上は、吾々が平素から主張せる他のあらゆる社會的諸政策と相併行せしめて、現在の教育制度を改革せんとする案の骨子である。吾々は、社會化された次の時代を創造するため、教育と生活を密着せしめ、學習と勞作を結合せしめたところの教育を實施する以外に、實社會に眞に役立つ教育方法はないと信するものである。

理 由

B 義務教育制度改革に對する批判

さて、吾々は、現在の教育制度に對しては、あらゆる角度から批判しなければならぬと考ふるが、さし當つては(イ)義務教育と日常生活との關係、(ロ)教育費とその負擔能力の問題、(ハ)義務教育の經營主體の問題、(ニ)國民保健と給食問題の四點から現行の教育制度を批判することが、現下の社會的諸事情から見てもつとも必要なことと考へるのである。  
(イ) 義務教育と日常生活との關係

卑俗には教育と實際生活とは一致するものではないと云はれ勝である。社會はみづからの發展に伴ふ新らしき科學的智識を要求してゐるけれども、社會はまた學校教育の非實情的な嫌氣がさしてゐるのである。この社會と學校の矛盾こそが、觀念的教育の無力さを暴露してゐるのである。その一

ために戦はんことを期す。

A 公費勞學義務教育十年制案大綱

(イ) 公費勞學義務教育制は、國民に就學の義務を強制するが如き現在の義務教育制の封建的觀念を打破し、國家は公費を以て國民を教育すべき義務を負ひ、國民は公費就學の權利を有する制度とす。

(ロ) 公費勞學義務教育制は、學習と勞作を結合せしめ、教育と生活の統一を計るを以て教育の根本方針とす。

(ハ) 公費勞學義務教育制は、義務教育年限を十年とす。

(ニ) 公費勞學義務教育の機關として國民學校を設く。

(ホ) 國民學校は、これを下級・中級・上級の三學級に分ち、下級五年、中級二年、上級三年を就學年限とす。

(ヘ) 下級國民學校は、國民的基礎教育を施し、現行の小學校をこれに改組す。

(ト) 中級國民學校は、主として公民に必要な理論的および實踐的智識の總體を習得せしむ。

(チ) 上級國民學校は、専門的職能教育(農業・商業・工業等の分科を設けて)を施すを主眼とす。

(リ) 現行の中學校、商業學校、工業學校、農學校、女學校、青年學校および師範學校等の廢合を行ひ、國民學校の中級、上級に改組す。

(ヌ) 國定教科書は文部省直營となし、授業料は徴收せず、全生徒に學用品の一切と給食を與ふるものとす。

例として尋常科の地理や歴史は中學校の地理や歴史を粗略にしたものであり、殊に十歳前位の女兒に育児や家政を説いてゐるのが今日の小學校教育である。機械的に或は形式的に所謂智識と云ふものを消化し吸収するだけの面腦力に準備のないときに、無理やりと詰め込みつゝあるのが、今日の小學校教育である。だから學校で習得した智識は、すぐの間に合はぬといふ非現實的な結果となつてくるのである。こゝに今日の義務教育制の致命的缺陷がある。それに對して文部省では、義務教育二ヶ年延長の實施と相併行せしめて、智育偏重教育の弊を打破し、能力適應主義作業教育の強調せんとしてゐる。(註)

註(一) 小學校教育内容の根本的改革案(文部省原案)の大綱

(イ) 國體觀念の明徴

(ロ) 兒童能力適應主義教育の具體化

(ハ) 低學年合課目主義の實施

(ニ) 作業教育の強調

(ホ) 郷土尊重教育の徹底

(ヘ) 體育の重視

(ト) 情操教育の暢達

(チ) 理科教育の改善

(リ) 數學の實用化

註(二) 文部省の義務教育八年制案



(イ) 義務教育年限を八年とす。  
(ロ) 就學年限を尋常六年、高等二年とす。  
(ハ) 尋常小學では國民一般に基礎教育を施し、高等小學では國民的教養の徹底を期す。  
(ニ) 兒童保護者は十四歳まで就學せしむる義務を負ふ。  
(ホ) 中學校との連絡は規則通り。  
(ヘ) 青年學校普通科の就學を以て高等小學に代へる。  
(ト) 昭和十二年度は教員養成の準備期間とし、同十三年から実施す。  
(チ) 昭和十三年度から臨時費百萬圓、經常費一千二百萬圓を支出しこれが經費とす。

だが、いかに學課目の廢合が行はれようと、それが眞實の兒童の肉體的發達を少年の多種多様な遊戯の繼續でありその發展としての勞働、すなはち少年の經驗の集積としての知識と教育の結合が、自然發生的に育成せしむるための教育方法が採用されようとしても、それが資本家階級の「御家風」教育とファツシヨ的訓練を中軸とする青年學校代用の二ヶ年延長の上に、能力適應・作業教育を強調することは、少年天賦の才能を發揚せしむることなく、却つて資本への奴隸的従者を養成するにすぎない。吾々は「授業と勞働の結合」を原則とし、少年天賦の才能を充分に發揮せしめ、ネクスト・ゼネレーション建設の礎石を「公費勞學義務教育十年制」において築き上げんとするものである。

(ロ) 教育費と國民の負擔能力  
年限延長論者の多くは、明治三十三年の小學校令で「六歳ヨリ十四歳ニ至ルハケ年ヲ以テ學齡トス」と制定され、且つ明治四十年には牧野文相が、現行の六年制の實施に際して「決して之れを以て満足するものではなく、他日その完成を期せなければならぬ」と言つた言質が、三十年後の今日漸く實現するのであるとして、むしろその遅きを憾みとしてゐるものゝ如くである。

吾々も決して、年限の延長そのものについては反對するものではない。却つて年限は十年制とすべしとの積極的見解をさへ有してゐるのであるが、しかし、教育の内容を現在のまゝにしたのでは何等社會的に利益を齎らすものではない。との見解を持つものである。勤勞大衆の生活は大衆課税とインフレ傾向の濃厚にる物價高と收入の實質的低下に原因して生活は益々窮乏を告げつゝあるに反して、機械的に年限を延長されたのでは、不就學兒童および缺食兒童の數を益々増大せしむる結果となる。現在すでに尋常小學から高等小學へ進むことのできないものゝ五割が家庭貧困の故にであるし、また不就學兒童の數は、いまや百萬に近づかんとしてゐるのである。吾々の調査するところによれば、高等科に入學せしむるには最低男子は二十四五圓、女子三十三圓は要するのである。それに反して、これ等の少年男女を高等科に入學せしめず、職工なり女工なりに出せば最低七十圓位にはなるの

である。故に多くの家庭では餘儀なく少年勞働者を擇取して居り、且つ經濟的逼迫の故に教育費を借金して子弟の教育にあてゝゐる状態で、農家負債の五八%が家事のための借金であり、その二〇%が教育のための借金である。このことを合せ考へれば、官吏の机上計畫にすぎぬ形式的年限延長案といふものが、いかに農家經濟を壓迫するものであるかといふことが明白となる。

#### (ハ) 義務教育と經營主體の問題

従來、小學校の經營の全ては市町村自治體に委ねられ、それがために町村にあつては年々二億圓近くの義務教育費を、市にあつては一億一千三百萬圓を支出して來たのであつた。この市町村自治體における教育費の額は、いづれも一ヶ年間の市町村全體の稅收入に相當する額であつて、市の稅收入總額一億四千萬圓、町村の稅收入總額二億九百萬圓で稍々同額に等しい。これまさに地方自治體固有の税金が小學校經營のために設けられ、他の自治體運用諸經費の支出の戦線はそれのために枯渇し、自治體みづからの破産を餘儀なくせしめられるといふ實情であり、このことが國家が國民に對する義務として教育すべき學校の經營を貧弱なる市町村に委任し、財政的負擔を轉嫁せしめ、市町村財政破産の危機、小學校教員の俸給未拂の増大をかもすに至つた根本的原因となつたものである。

幸ひ、今回の稅制改革案には、小學校教員俸給の府縣負擔

ならびに市町村交付金制の擴充が計畫されてをり、これが實施されるようになれば、市町村は破産の危機から脱出することができるとも知れない。しかし、教員俸給費は昭和九年度において一億七千四百萬圓で教育費總額三億一千九百萬圓の五四%を占めてをり、これが府縣負擔になるので、市町村は餘程財政的に輕くなるやに見受けられる。しかし、實際問題として教員俸給はすでに全國的に俸給額の五五%が國庫負擔となつてをり、特別町村に至れば俸給額の八割以上九割八分といふ殆んど全額に近いまでを國庫が負擔してゐるのである。この實狀よりすれば、俸給の府縣負擔による市町村負擔の輕減は市と町村において輕重はあるが、左程の餘裕は生ぜず、却つて、交付金制の故にさらに町村財政の運用上に支障を生じ、財政的苦惱を増しはしないかを憂えざるを得ないのである。

#### (ニ) 國民保健と給食問題

最近、壯丁の體格低下が問題化するに至つたが、この壯丁の體格の低下は資本主義社會の内包する矛盾、資本の集中と大衆の窮乏化の社會的反映に他ならぬ。したがつて、この體格の低下を阻止し、さらに積極的に國民の體格の向上を企圖するならば、根本的には社會の富の公平なる配分に俟たねばならぬが、當面の問題としては國家が少年大衆に一定の營養食を給し、これが最少限對策を確立しなければならぬ。すでに現在、壯丁の體格低下と相俟つて小學校兒童の缺食兒童數は



増大を示しつつあり、これが對策として給食を行つてゐる町村も相當數に上つてゐる。しかし、これらの事業は當然に國民保健の根本策として國家がなすべきものである。

以上要約すれば――

(一) 國民生活を向上せしめ、學習と教育と労働を統一あらしめるためには勞學制でなければならぬし、また劃一的、個人主義教育を打破し、性能に基く集團主義教育の確立を行ふためにも勞學制を徹底せしめ十年制國民學校の創設にやらねばならぬ。

(二) 不就學兒童・飢食兒童・窃盜兒童を根絶するためには公費制を確立しなければならぬ。單なる年限延長は却つて窮迫せる大衆の生活を壓迫するものである。

(三) また、義務教育とは國民が義務として強制されること、が義務教育ではなく、貧富の別なく少年大衆を國民として耻しからぬだけの教育を國家が國民に對する義務としてなす制度である。故に、學校の經營は當然に國家がなすべきで、それを町村になさしめる現狀は本末轉倒の甚しきものである。こゝに我々の主張する「社會的交付金制」の確立の必要がある。したがつて、單なる申譯的な、しかも恩惠的な交付金制はむしろ市町村をして財政的に苦境に導く結果とならう。

(四) 最後に、國民體質の低下は國防的見地から重大であるのみならず、社會的興隆、衰亡の核心的問題である。これ

が應急的な最少限的施設としても義務教育制下の全生徒に榮養食給食をなす必要がある。

(五) 以上の四點を完全に實現せしむることは公費勞學義務教育制の徹底を俟つてのみはじめて可能である。

### 實行方法

中央執行委員會一任

## 第十八號 國民年金制確立に關する件

### 主 文

### 主 文

我等は、老人および兒童の生存權擁護のために、ブルジョアの慈善的救恤の屈辱的救援を排し、勤勞大衆生存權の社會的保護は國家の義務なりとの大乗的見地から、その保護を國民の權利として要求するところの、左の内容を有する國民年金制の確立のために戦はんことを期す。

### 國民年金制案大綱

一、本案は、養老年金制と寡婦年金制の二制を内容とす。  
二、養老年金制は、日本に國籍を有つ、男女滿六十歳以上の者に對し、毎年一人當年額百二十圓を國家より交付するも

のとす。

但し、法定生活費を年額一千二百圓とし、それ以上の収入あるものは年金交付を辭退することを得。

四、寡婦年金制は、日本に國籍を有する寡婦（又は之れに準ずる者）に對し、その遺兒養育のために、最低養育費を法定基準とする年金を國庫より交付するものとす。

但し最低生活費に遺兒の最低教育費を加へた額以上の所得を有する者、及び一定額以上の遺産を有する者、又は再婚せる者、並びに遺兒の年齢十六歳を越ゆる者は本年金の交付を受くるを得ず。

四、現行恩給法は之れを廢止し、別に『國民退職手當法』を制定す。

### 理 由

一、現職を離れ、老後の生活を國家によつて保障されてゐるものは、官吏と軍人のみである。ところが國家を構成し、且つ財政的には擔稅義務を果しつつある農、工、商に従事しつつある國民大衆は、貧困と飢餓と疾病に悩みつつ老衰しなければならぬ。人生僅か五十年と雖も、日本人平均壽命は男四十四歳、女四十六歳で、五十年に及ばざること遙かに遠しと云はざるを得ぬ。この日本人の短命は貧困と疾病に原因するのであるが、それは個人的な過失に基くものではなく、資本主義的社會制度の缺陷に由來する。されば

搾取と窮乏に曝らされてゐる老人と兒童の生存權を保護することこそは國家の當然負ふべき責任であり、義務である。

二、試みに見よ！ 農民大衆は「飯米飢饉」と借金地獄に墮し、労働者は失業不安に晒らされ、數百萬の失業者は街頭に群をなして餓死線に彷徨してゐる。中小商工業者の破産倒産は「親子心中」の悲劇の數々を以て日々の新聞紙の社會面を埋めてゐるではないか。かゝるとき、文官、教育職員又は待遇職員は在職十七年、准士官以上の軍人在職十三年、下士官以下又は警察監獄職員在職十二年以上の勤務者は、退職前俸給年額の三分の一を基礎として、年々恩給が國家から支給されてゐるのである。その總額は昭和十年度においては一億七千三百餘萬圓といふ巨額に達し、これが受領者は昭和九年度末現在において四十六萬六千四百七十九人であつて、一人當平均恩給額は三百五十七圓である。しかし一人當平均額の最高は、右の平均額の約倍額の七百二十五圓の教育職員恩給で、次いで、六百七十圓の文官恩給である。最低は平均額の約半ば二百三十圓五十一錢の警察、監獄職員で、軍人恩給の一人平均は陸軍で四百五十六圓、海軍で三百七十六圓である。

三、これらの恩給受領者の多くは、恩給受領年限に到達すれば憤憤として職を辭し、こんどは恩給を取りながら、囑託その他の形式をもつて既往の職に服して恩給稼ぎをやるといふ有様で、それは農村の小學校教員のみならず、警察官



上りの工場の人事係勤務、退役軍人の軍需工業への参加がそれである。これまさに恩給泥棒の再生産であり、それを認容したものが現行恩給制である。恩給の精神は退職手当である。したがって、恩給受領後と雖も就職すれば當然恩給取得の資格を喪失せしめなければならぬ。

何んとなれば現行恩給制の淵源は明治八年の「陸軍武官傷痍扶助概則」と「海軍退隠令」にあり、それは現在の意味からすれば退職手当の規定である。この軍人退職手当規定が基となつて、明治十七年以降一般官吏、教育職員にも適用されるやうになつたのである。

ところが、その後、數度の改正の結果、文官、教職員又は待遇職員は毎月俸給の百分の二、下士官以上の軍人又は警察監獄職員は毎月俸給の百分の一を國庫に納付することとなり、ついに退職手当法が、現行恩給法の如く「官吏軍人養老保險」化するに至つたのである。

四、退職手当制度から養老保險制化した現行恩給制に對してはまづ恩給制本来の目的たる退職手当に建直し、以て恩給亡國から救出しなければならぬ。そして官吏軍人偏重主義を打破して、國民全體に國家の恩恵を及ぼすところの、すなはち官吏、軍人のみならず農民、労働者、小市民をも含む國民全體の老後の生活保障を國家がなすべき義務ありとする國民年金制を確立しなければならぬのである。そこで現在、わが國においては六十歳以上の老男女がどの

位あるかと云へば四百七十八萬五千人ある。して見ればこの老人一人に對し毎月十圓宛國家が支給するとして年額一人當百二十圓、總額五億七千六百萬圓となる。僅か五億七千六百萬圓によつて國民全體の老後の保障をなし得るとすれば、これほど確實な國民生活安定策はないのである。

五、在來の官吏、軍人へのみ與へて來た恩給は廢止する。官吏にしても軍人にしても、國家に對する奉仕は他の職に従事する國民大衆と、何ら異なるところのない知能労働か然らずんば肉體労働である。かゝる労働に對する退職後の安定策は「退職手当制」の確立によつて充分になし得られるのである。故に官吏、軍人の退職手当については労働者の「退職積立金及退職手当法」を改正して、そのうちに包含し「國民退職手当法」を創設し、以つて官吏、軍人偏重主義を打破して、國民全體をして國家の恩恵を均等に浴するところの新しい法律の制定、これこそが國民生活安定の根本義である。

六、さらに、孤兒と貧困の故に幼少年が第二の國民としての教養は愚なこと、永久に社會の暗黒面に押しやられつゝある陰惨な世界のあることを見逃してはならぬ。「義務教育の年限延長」による教育の向上はさることながら、貧困の故に就學できぬ者が百萬を越え、救護法により救護された十三歳未満の幼者および妊産婦の數は昭和九年上半期のみにも十六萬一千七百九十一人、うち十三歳未満のものが四

七・五%を占めてゐる状態である。また、東京市淀橋區に

おいてガード階級の世帯動態調査を行つた結果、二千六百七十一世帯のうち寡婦の家五百世帯に及び、十三歳未満の孤兒は四百名以上に及んでゐることが（昭和十一年九月十九日、讀賣）發表されてゐるのである。現實の社會からこの幼少年の暗黒世界を一掃し、不就學者を絶滅する。これこそがまた、國家のなすべき大なる義務である。國民生存權の社會的保護、これなくして何の國民生活の安定であるか。國家の健全なる發展は國民生活の保障と教育の機會の均等に求めなければならぬ。こゝに於いて吾々は「寡婦年金制」制定の急務なるを痛切に感ずるものである。

七、かくて吾々は「庶政一新」の先驅として官吏、軍人偏重の「官吏、軍人養老保險」化せる現行恩給制を廢止し、新たに労働者、農民、小市民その他國民全體の六十歳以上の老人男女の老後生活を國家が保障するところの「國民年金制」の制定を要求し、且つ官吏、軍人の退職者に對しては労働者退職手当制の改正に基く「國民退職手当法」の制定を要求するものである。國家恩恵は官吏、軍人の獨占物にあらず、國民全體に國家の恩恵が與へられるところに、國家の眞實な繁榮が約束されるであらう。國民生活が眞實に保證されるとき、はじめて、全民衆の間から眞實の祖國愛の熱情が湧き上るであらうことを、吾々は堅く信ずるものである。

參考統計

(イ) 恩給給與人員及年額種類別

類 別	人 員	金 額	一人當金額
旭日勳章年金	三、五五八	一、五五、五七〇	四、〇〇〇
金鷄勳章年金	六三、一三三	一、一四、一〇〇	一、七、三
特別年金	一	三〇〇	三〇〇、〇〇
傷病年金	一、五五	三〇、五三三	一、五、五
外國人年金	二	三、五七〇	一、三、四、六
文 官 恩 給	四六、二八〇	三、〇五、四九二	六、七〇、三
文官遺族扶助料	二二、〇六九	六、九六、〇五六	三、五、四
陸 軍 恩 給	一〇七、六二二	四九、一八、六三六	四、五、九
陸軍遺族扶助料	七五、五三〇	一五、六九、四九	二〇、七、四
海 軍 恩 給	七、八〇七	二七、〇三、三〇	三、七、三
海軍遺族扶助料	一七、二〇二	四、一六、七八八	一、四、三、〇
癩兵親族扶助料	七	六、六三	八、五、七
教育職員恩給	一四、七五	一〇、六、八、五	七、四、九
教育職員遺族扶助料	三、九五	一、三、〇、〇、六	三、四、八、五
警察監獄職員恩給	二、九七	六、八、八、五〇	三、〇、五
警察監獄職員遺族扶助料	七、六六	九〇、一、〇、七	一、二、八、五
待遇職員恩給	三三三	三、六、〇、四二	六、八、七
待遇職員遺族扶助料	一三	四、一、四〇	三、七、四
計	四六四、四七九	一、六五、八、八、四、七	三、七、一、四

(ロ) 年齢別人口（昭和五年國勢調査報告）



年齢	總數	男	女	女百人ニ付男
〇—14	三、五九、二六五	二、八九四、六八	一、六四四、四七	一〇八、八〇
15—59	三六、〇四、七六〇	一八、三五六、三〇四	一七、七七八、四七六	一〇三、五四
60—以上	四、六五、九六〇	二、三九、九六三	二、二六六、八九七	八〇、八一

### 實行方法

中央執行委員會一任

## 第十九號 組織方針に關する件

中央執行委員會提出

### 一、躍進期に入つた我黨

昭和七年の滿洲事變を契機として反動の嵐の中に叩きこまれた我が國無産階級運動は苦惱な時代を過ごさねばならなかつた。此苦難な闘争の中にあつて彈壓反動に耐へかねたものは我等の陣營からはフアツシヨの陣營に轉向するものさへ出ずに至つた。此フアツシヨの嵐に抗して無産階級の政治的陣營を孤守すべく社會大衆黨は昭和八年七月に社會民衆黨と全國勞農大衆黨の合同に依つて『政治戦線の統一を機とし明確なる目的意識と確たる行動規準に従ひ獻身的闘争に終始する事が我等の覺悟である。極左一黨の盲動を蹴破し、フアツシヨ反動の腐蝕運動を一擲し、無産階級の解放の大旗を高揚す(立黨の宣言参照)の精神の下に結黨したのであるが、時の社會的情勢から黨は守勢的態度をとらざるを得なかつた。そしてその間フアツシヨ反動、極左分子の腐蝕運動と闘ひつゝ、反黨分子を清算して黨の集結強化を行ひ、日常闘争を展開しつゝ、攻勢に轉ずる機会をねらつて居つたのであるが、昨年の府縣會議員選舉にその躍進的傾向を示し、本年二月の總選舉闘争及びそれ以來各地に行はるゝ自治體選舉に於てもその躍進振りを示して居る。

更にその組織的方面に於ても全國農民組合の岡山、奈良、北海道、岐阜、大阪、秋田の各地方聯合會を中心に支部結成運動が擡頭し、大阪地方に於ては、交總市電従業員組合全國評議會大阪地方評議會、木材労働、全農、全國水平社より成る大阪地方無産團體が黨支持を決定、夫々入黨の呼籲を取りつゝあり、東京地方に於て一度黨及組合會議より離れた東京瓦斯工組合東京市従業員組合がその大會に於て組合會議加入社會大衆黨支持を決定、東交内部にも勞農無産協議會排撃無産戦線統一の爲の協議會が生れ、全評の如きも市從、東交、自勞と共に黨を支持せんとする傾向にある。千葉、茨城、山形の如く黨組織が非常に弱勢になつた地區に於ても復活運動が開始され、富山、石川、沖繩の未組織地區にも黨組織の運動が開始され、既に黨の旗のひるがへる各縣に於ても新たな支部の結成、並びに支部の擴充が行はれつゝある正に我黨躍進の時代である。

斯る躍進期にこそ我黨は自らを戒め、黨の組織強化の爲に闘はねばならぬ。躍進期に於て一步を誤り大衆の信頼を裏切る様な事あらんか、我國十數年の新興政治運動は亦苦難な道へ追ひ込められる事は必然である。此の時代こそ組織並びにその精神を引き締り、勝つて驕らざるの謙讓の態度を以て細心の注意を拂はねばならぬ時である。此の躍進期に於て我黨がなさねばならぬ當面の組織的任務を擧ぐれば

### 二、人民戦線と我黨



最近人民戦線の問題が大分やかましくなつて来た、此の人民戦線はフランス及スペインに於て採用しつゝある闘争組織で何れも共産黨労働黨若しくは社會黨から小ブルジョア黨乃至既成政黨迄を含む共同戦線體である。佛、西兩國に於ては此闘争組織の生れたるは直接には兩國におけるファツシヨ勢力の擡頭し威威なる大衆運動の對抗物として生れたのであるが、亦之が間接には昨年コンミンタン大會の決定の影響たる事は言をまたない。

此人民戦線論が我が國に輸入せられジヤナリズムの波にのつて盛んに唱導されて居るのである。

我が國に於ても滿洲事變を契機としてファツシヨの波は日本の全土をおそひ來つた、二・二六事件以後暴力的ファツシヨは退潮の形勢にあるが議會そのものを中心として立憲ファツシヨに變形しファツシヨ的傾向は増大し民衆の政治的自由は極度に侵害されつゝある。

斯る時期に強力なる反ファツシヨ闘争を展開する事は我が國無産階級運動に取つて最大な任務でなければならぬ。それが爲にこそ社會大衆黨は結成され、日本労働組合會議は組織されたのである。従つて反ファツシヨ闘争に此の社會大衆黨日本労働組合會議の組織を擴大強化する事が最も緊急事である。

即ち日本に於ける無産階級運動の當面の問題人民戦線を論ずる前に其主體的勢力完成の爲に闘ふ可きである。従つてあ

らゆる労働團體は此の際社會大衆黨の旗の下に結成すべきである。或論者は人民戦線の組織と主體勢力の完成は同時になざる可きであるといふが既成政黨内部にも無産黨と共に人民戦線を形成すべき勢力が生れて居らず、亦公然たる共産黨の組織を許されざる我が國の現状に於ては人民戦線の問題は具體的に今日の問題たり得ない。我が國の現實を見ずして人民戦線の直輸入は之を排す可きである。

我等は決して人民戦線の精神を無視するものに非ずその必要を輕視するものに非ざれ共、人民戦線を組織し得べき具體的要素なき今日徒らに人民戦線の題目を唱ふるの愚を排して先づ無産大衆の組織——社會大衆黨、組合會議全國農民組合等——の擴大強化をはかる事こそ反ファツシヨ闘争の具體策なりと信す。

### 三、黨勢の擴大と統制の強化

前述の如く全国各地に社會大衆黨に對する支持的傾向は高まつて居る。従つて、黨は此の傾向に應ずる許りでなく更に黨は國民各階級層特に中小商工業者、俸給生活者の中にその觸手をのばしてあらゆる人民層から黨員を獲得せねばならぬ。現に當面の仕事としては府縣會、總選舉、自治體選舉に投票せる大衆に廣く門戸を開放し黨を再編成せねばならぬ。

然し此の際入黨せしむ可きものは、社會大衆黨の立憲的精神、綱領、政策その運動方針に背かざる者なる事は言をまたない事である。黨に入黨するに當り他に目的を有し黨を腐蝕

せしめ且は黨内にプロツクを形成して支配階級との闘争を分裂せしめ、黨組織を攪亂する分子は斷乎排撃せねばならぬ、特に現下の情勢は資本主義制度のもつ矛盾が非常に激化し支配階級内部に分裂的傾向尅尅上の争を見、その内部からさへ革新的運動が構成されつゝある。斯る時期には舉黨一致一人の反對者なき程黨は集結強化して我等に近きものは手をさしめて之を取り、以つて支配階級を打たねばならぬ。之なくしては黨は大衆の信頼要求に報いる事は斷じて出來ない。舊來の如く黨内に於ける指導権の争ひ、或は幹部を打つて大衆を抜取ると云つた様な分裂主義傾向は黨内から排除せねばならぬ。

亦社會大衆黨は日常政治闘争體で政權を取る黨ではない。従つてイデオロギーにこだはらず政治上の日常利益で結合され、闘争の中から前衛黨が生れそれが政權を取ると云つた様な所謂労働一流派の『共同戦線論』は之を揚棄し、我黨こそが日本に於ける唯一の労働者農民の結合體であり、我黨こそが次の時代を創造する原動力であり我黨こそが我國無産階級を解放する唯一の政黨であるといふ不滅の信念をもたねばならぬ。

此の信念の下に舉黨一致の行動が社會大衆黨に取つて必要な事である。次に黨内部組織に就て、考ふ可きは中央部地方聯合會、支部を通じて機關の確立であり、組織化であり大衆化である。苦難な時代には止むなく個人中心の組織が持たれ

た事は止むを得なかつたとするも躍進時代に入つて舉黨一致を必要となつた今日に於ては一切の闘争、方針はすべて機關の上で決定され、全黨員理解の下に行動が開始されねばならぬ。中央部の意見が地方に直ちに反影し地方の意見が直ちに黨本部に反影すると云つた——打てば響くの組織化をはからねばならぬ。黨本部の組織、黨勢、政務の分擔、統制の確立等に以つて本部を擴充すべきである。

### 四、日常闘争の展開と是が統一集中化

最近各地に夫々府縣會、並に議會報告演說會、日常闘争の演說會が持たれつゝあるが、各地共大衆の壓倒的支持の下に行はれて居る。之は躍進時代に入つた黨への信頼のバロメーターには相違ないが、それが單なる演說會に終つて我黨とのむすびつきが少いと思ふ。少く共演說會を一つ行ふにしても無統制、無計畫に行つてはならない。すべて一つの計畫の下に行ひ、その演說會にしても各辯士夫々負擔を決定して御互の言論にくひちがひが出來ない様に統制せねばならぬ。そしてスローガン、演說内容等も常に大衆の日常利害と結びつく可きである。

躍進時代に入つて黨に對する信頼の高揚されて居る今日、日常闘争の組織は嵐の時代より樂である。従つて大衆のあらゆる不平不満反對要求を取りあげて闘ふ可きである。斯る場合に議員中心、或は個人中心の事があつては斷じてならない飽迄も組織中心に行ふ可きであり、議員はその闘争の先頭に



立つ可きである。地區的の闘争から全縣的に、全縣的から全國的に進め資本主義打倒の闘争へと發展せしむる事を忘れてはならぬ。闘争は線香花火式でなく飽迄も執拗に組織的に計畫的に統一的行はねばならぬ。

日常闘争に就ては更に具體的な方針を樹立する事が必要であらう。

#### 五、大衆の信頼に關する問題

社大黨に對する大衆の信頼の非常に高揚されて居る今日社大黨は此の大衆の信頼に答へる事がなくてはならぬ。従つて黨員はその一舉一動に細心の注意を拂ふ可きである。躍進時代に入つて大衆の信頼が高まりつゝある今日我黨は亦大衆の鋭き批判の對象となり、特に我黨議員が躍進的に増加して居る今日その行動は大衆監視の注點である従つて議員は特にその行動に注意すべきである。議員の中には一人で當選せるが如く考へ、黨の統制、黨の動きから離れ黨に對して自由であり、黨から獨立して居るかの如く考へるものがあるが斷じて否である。無産黨議員の全權は議員個人にあるのみでなく議員もその指導部を形成せる黨にあるのである。従つて黨は選舉民に對し議員を監督する義務を負ひ所信議員を指導する権利を持つ。議員は黨の統制に服する義務を通じて選舉民の指令に服するのである。議員は個人的政策を實行するに非ずして黨の政策を實行するのである。我黨此の際議員の統制に關する規定を作製し、以てその行動を統制し大衆の

信頼に答へる必要があらう。黨員全體が自戒以て黨全體の品位向上に努力するのは當然である。

#### 六、黨員の革新的氣魄

此の躍進的傾向下に注意する事は小成に甘ずるの傾向である。露骨に云へば議員が多數になつて一安心と云つた風の傾向である。我等が代議士、府市會議員になる事は何も地位や名譽の爲ではないが議員になると「まあよかつた」「一安心」といふ事です所謂議員型の黨員が出来、黨は議員の議になるが如き危険なしとは云へない。我等は斯る傾向を克服して黨員大衆に革新的氣魄の高揚をはかり、無産階級解放運動者としての襟持と自信を持たねばならぬと信ずる。

#### 七、本部擴充に就て

以上の外に組織上考ふ可き問題を取りあげて見れば黨本部組織、支部聯合會、支部組織、本部との連絡、青年沼の活動に關する問題等があげられるが、本部構成に就ては政務と事務の分ちて政務部は黨の政策參謀本部として確立し、黨の日常活動場面は之を黨務部に於て統轄し、なる可く活動の出来る様に組織に編成替へをすべき政務部門は現在の政策委員會を中心編成し、常に政策參謀本部として大衆の要求、政府その他團體の出す政策にイエス、ノーの返事が何時でも出来る様に完備せねばならぬ。その政務、事務の上に常任中央執行委員會が存置され二部門を統制してゆく可きであると信ずる。此の事は支部聯合會

の本部構成にも適用し、それを構成すべき者は活動的分子にして黨の日常事務にたずさはる者によつて構成されねばならぬ。

次に青年部の活動であるが黨は一昨年中央青年隊、地方青年隊組織を計畫し、東京、大阪、群馬各地にその組織を見たが、最近活潑なる活動を見ない。

之は甚だ遺憾とする所であつて躍進時代に入つた黨は、益々黨の活動分子を糾合せねばならぬ。そして固定化せんとする黨に青年的刺戟を與ふ可きである。現状のまゝで推移せんか黨は議員の黨として固定化するおそれありと考へられる。依つて黨は青年運動に關する具體的活動方針を確立すべきである。

更に門戸を解放し、あらゆる國民階層に働きかけて黨員獲得の方針をたてた以上黨にはあらゆる分子が入つて来る事は必然である。斯る場合には黨員、統制に關する問題は黨務上重要な事項となるであらう。此の統制上の問題を圓滿に處理して舉黨一致支配階級と闘争よるの組織が完備する事が組織上の重大な問題である。黨は統制に關する特別な機關を設置する要があらう。黨務と政務の確立が行はれ、統制が完備すれば黨組織の運用は完全を期せられるのである。

#### 八、支部及支部聯合會の組織充實

支部組織は云ふ迄もなく我黨組織の基本的組織である。此支部組織の完備なくしては我黨の組織は完全といふ事は出来

ない。如何にして支部組織を確立するか？

第一、支部機關の組織化、黨の運動は労働組合の運動と異つてその政治的利害が間接的なる故に往々にして個人中心の組織となり、最近議員中心の組織となり最近議員中心となる傾向が強い。従つて黨は飽迄も大衆的規模の上にならねばならないその機關を組織化して決議機關、執行機關の完全整備を期す可きである。

第二、黨をして獨自的存在たらしむる事、黨の組織過程に於て止むを得なかつたとするも、黨には労働組合、市民團體の上に依存して居る傾向はないか？之を克服して、黨をして獨自的存在として市民團體、労働組合の先進分子、活動分子を黨に集結し、あらゆる無産團體を其影響下に置く可きである。

第三、班の確立、労働組合加盟者はその工場を中心に工場班、市民團體を中心に地域班を確立し、黨員の動員、訓練、黨費の徵集、機關紙の配布等に便ならしむ可きである。

第四、黨員名簿その他各種帳簿の完備、この事は黨活動の基本である。支部によつては役員名簿はあつても全員名簿の完全でない支部がある。黨支部は如何なる場合も黨員名簿、日記帳、金銭出納帳、議事録、支部聯本部指令情報トチ達等は必ず備へ付く可きである、そして、之が活用をすべきである。

第五、黨費の徵集、黨費はいはゞ一國家内の國家としての



無産黨に取つては所謂税金である。黨員である限り必ず黨費は納入せねばならぬ。亦幹部は黨費徴集をおこたつてはならぬ。黨費を徴集せざる運動は恩惠運動となり、社會事業的になる。黨員に黨費を負担せしむる事が黨員意識を擴充する最大の條件である。且つ各支部は黨費納入者を全部聯合會、黨本部に届けその相當額黨費を納入すべきである。

その他黨支部に於てはあらゆる問題をとりあげ、日常闘争を展開する事によつて黨員獲得に努めねばならぬ。そして黨支部組織の充實を期せねばならぬ。

更に各支部聯合會の機關を擴充し以つて聯合會各支部の連絡統制の機關としての機能を充分發揮せねばならぬ。

## 第二章 聯合會提出議案

### 第一號 大衆課税反對に關する

#### 決議案

今回發表されたる廣田内閣の税制整理案は、國民負擔の均衡を圖ると宣傳して、有産階級の負擔の累増をするかの如く粧ひつゝ巧に大衆負擔の加重を強要してゐる。

申譯的な資本利子税や財産税の創設を看板に、賣上税、消費税、第三種所得税の免税點引下げ等に大衆の犠牲を強ひてゐる。

馬場藏相は「間接税に就ては社會大衆の生活を脅威せざる程度の増税に止める」と云ふが、國民の生活は既に極度の脅威と不安に呻吟してゐるのである。

斯くて庶政一新を看板とする廣田内閣の税制整理は、終に、大衆課税による戦時財政計畫の基礎工作であり、ファツシヨ的税制體系への第一歩である事を曝露した。

我々はかかる大衆課税に斷乎反對し、輿論の先頭に起つて之れが粉碎を期す。

右決議す

〔理由〕 一、今回の財政計畫の内容は既に特別議會で我黨

の指摘した如く、大衆生活の壓迫の上に築かれた、戦時財政への第一歩である。

二、資本家税、所得税の増税によつて一見資本家階級の負擔累増が豫想されるが資本家階級は既に獲得した利潤に對する負擔である、勤勞大衆の身を削らるゝ負擔と比較にはならぬ。

三、政府は戸數割を全廢し、家屋税を中央に移管し、評價を公平にして、地租、營業收益税と共に附加税率を均一にし特別の場合の外制限外課税を認めず、負擔を軽減すると云ふが、ヤガテ「特別の場合」が續出して附加税率は漸増するであらう。

四、賣上税や消費税が大衆轉嫁の課税であつて物價の騰貴は大衆生活強壓の、壓石である事は云ふ迄もない、且亦煙草値上げが用意されてゐる。

五、要するに羊頭を掲げて、狗肉を賣る、ファツシヨ體系への一歩前進である。

依つて我々は、大衆課税絕對反對の、強力なる闘争を展開せねばならぬ。

〔實行方法〕 新役員に一任して迅速に効果的な闘争開始すること。



## 第二號 自治的都制實施促進の件

〔主文〕我等は自治的都制の實施を促進すると共に、我黨独自の都制案を發表し、廣く輿論の喚起に努力すべし。

〔提案理由〕東京市の如き大都市が現在の市制の下に一律に規定せられてゐることの不合理は今更云ふまでもなく、都制實施は今や一般の輿論となり、政府も亦來るべき議會に提出するものゝ如くであるが、世上傳へられる都制案中には都長の官選、選舉權の制限等反動的内容を有するものも少なからず、庶政の一新を要望されてゐる現下の社會情勢に適せざるものが多い。

我等はこれ等時代逆行的反動都制案を粉碎し、自治的都制案の實施促進のため闘ふべきである。

〔實行方法〕新役員一任

## 第三號 團結權防衛勞働合法獲得に關する件

〔主文〕肅軍に名を藉る軍部の官業勞働彈壓は、勞働階級の團結權を蹂躪し生活を破壊するものと認め、斷乎これに反對すると共に團結權防衛、勞働組合法獲得の闘争に邁進する。

〔提案理由〕今回突如として行はれた軍部の肅軍の徹底化を理由とする官業勞働への彈壓は、近來軍部が廣義國防の名に於いて、軍備擴張が國民生活を安定せしむるものなりとす

る所謂廣義國防の反動的本質を最も露骨に曝露せるものと斷言することが出来る。

繰返すまでもなく官業勞働總同盟は、我が國勞働運動の中堅的勞働組合として、整然たる秩序と統制とを誇つて來たものであり、其の二十年の歴史を通じて、未だいさゝかの反國家的行動なく、従つて軍部の謂ふ處の彈壓の理由を發見するに苦しいものである。即ち軍部は今や二・二六事件後に於ける部内肅軍の徹底化の口實をつくるべく、軍屬以外の何等の謂れなき工廠従業員までも彈壓して、部内よりの不平不満を抑制せんとしつゝあるものである。

斯る彈壓は軍部の如何なる辯明によるも一般産業界に及ぼす影響甚だしく殊に軍需品工業のインフレに酔ひしれつゝあるブルジョアをして欣嬉雀躍せしむるに役立つのみである。

我等は斯る勞働階級の團結權を蹂躪せんとする暴壓にあくまで反對し、勞働階級の正當なる團結權を防衛するために、勞働者のための自主的勞働組合法獲得のために邁進しなければならぬ。

〔實行方法〕新執行委員會一任。

## 第四號 賃銀値上並びに最低賃銀法制定要求の件

以上 東京府支部聯合會提出

## 第五號 農家負債支拂猶豫に關する件

る件

政府が十年八月末の調査によると、大地主並に不在地主の分を除く福島縣に於ける農村の借金は一億五千萬圓に達し、日本で第五番目である。農家負債整理について政府は農村負債整理組合法を昭和八年八月からやつたが、滿三ヶ年に全國農村五十億圓の借金に對し、豫定二億圓の貸出しさへその百分の八に充たない失敗をやり、ことに高利になやまされる貧農の借金に丸きり手がつかなかつた。

今の政府は利子を下げる方針を實行し、郵便貯金の三分の利子さへ二分六厘四毛に利下げしようとする時節である。しかも次の議會に出る農村國策の負債整理は、いままでのやうなやり方では効果がないことはわかり切つてゐたが、それさうい豫算から削られてしまつた。子に子を産んでゆく借金によつて苦んでゐる農村に對して、現在迄の古い借金の利子を棒引きして元金を据置いて、長い年賦になるやうな借金整理令を出すと同時に部落組合に對して、新事業に要する資金を低利長期に融通する方法を講じて頂きたい。

## 第六號 小作法制定要求に關する件

今日の農村をよくするには農業の土臺となつてゐる土地制

度即ち小作關係を改めなくては外のことはいくら手をつけても駄目である。今の農村の事情には今迄の小作關係を定めて

ゐた法律が合はなくなつた。だから争議が土地取上事件を主として昭和八年四千件、九年五千件、十年六千件といふ増加である。それで政府は次の議會に農地法案を出し、帝國農會は小作法の制定を決議する時勢となつた。

我々農民は目ざめて自分達で安心して農業がやれるやうに耕作權を守り、農業經營が引合ふやうに小作料を引下げるやうに組合を作つて努力すると共に、次のやうな小作法を即時制定する請願運動を全國の農民と共にやることにする。

一、地主の所有權に對して小作人の耕作權を保護すること。  
一、不作其の他の場合には小作料の減免請求權を認めること。  
一、不當に高い小作料は合理的に引下げる方法を明らかにすること。

一、田畑をつぶすとか其他止むを得ない事情によつて小作地を引上げる場合には作離料を出し失業しても困らぬやうに定めること。

一、強制執行について制限を加へること。  
一、小作争議の解決には農民組合、小作組合、地主組合の代表を中心とした自治的な委員會を作ること。

## 第七號 大衆課税反對の件

主 文



消費税の値上げ、郵便料金値上げに反対し、農民負擔の雜種税全廢、戸數割の代り税を設けぬやう要請し、且つ農民生活安定させるやうに政治經濟の立て直しを要望す。

### 理由

煙草は二割値上げした。酒は一升四十錢の税金が四十八錢となる。砂糖の税金が二割値上げ、織物税が一割、ガソリンが一ガロンに付き十錢値上げ、この外に郵便料金を値上げし、所得税が千圓のものにかゝり、郵便貯金は三厘六毛を利下げする。そのほかに、賣上税などが我々消費者の頭にのしかつてくる。減税の方は地租が平均二割、地租附加税が三割下るが、これは地主の得だ。他は雜種税が二割下り、戸數割の名前は廢止されるが代りの税が出来る。とのことである、かやうに農村の百姓は眼に見えぬやうな税金が何時の間にか取られる仕組である。

國の財政は昭和六年に十四億七千萬圓だつたものが、十二年度には三十億近くとなり、そのうち軍事費は六年五億五千圓から十二年十四億圓となり、陸軍だけで十二年七億が明後年からは九億圓、十億となることになつてゐる。それ等の軍事費の八割は兵器費だから軍需工業會社の儲けはふえるわけだ。こんなことで金の落ちる所は片よつてしまつて、物價はとても高くなり、一般のものが困るやうになるだらう。

十二年度の豫算は今年と較べて五億圓を増し、そのうち三

億五千萬圓だけが直接の軍事費で、他は國策豫算だといふが、貧農に與へられるものは救護法擴大百二十萬圓、母子扶助法、五十三萬圓、國民健康保險五十九萬圓位のもので、農山漁村特別助成金三百萬圓は三百五十ヶ町村に出すだけだし、穀物國營検査六百四十萬圓は地主が一番得をする仕組みである。だからこれ等の豫算は郵便貯金利下げによる益金千二百萬圓でお剩りが出る。

それなのに増税利益は酒で五千四百萬圓、煙草で三千萬圓、切手値上げで千五百萬圓、砂糖で千五百萬圓といふ計算なのである。もと／＼こん度の増税でも公債の利子にも足らぬ程度の有様で、その上國の借金は増す一方の財政計畫である。そしてその貸主は資本家どもなのである。

かやうに今度の増税なり、豫算なりは、こまかい民衆からとるだけとらうとしてゐて、そのくせ五年先のことがわからぬどころか、二年先はどうなるかわからぬ有様だ。豫算が大きくなつてそれで儲けるものがあるから税金はその方から餘計とつたらよい。資本家に對してそれが出来ぬ、資本家の御機嫌をとらずにはゐられぬのが、今日の政府の豫算によく現れてゐる。そして二年先の財政はどうなるかわからぬ程行詰つてゐる。資本家地主の政治の行詰りだ。資本主義が自分の首も廻らぬやうにしてゐるのが日本の現状である。準戦時豫算をめぐつて近い將來にどうしても資本主義の立て直しが必要とされてゐる。それを資本家地主本位にやるか、民衆本位

にやるか、そしてそれを誰が斷行するか。

我々は今度のやうな増税と國費の膨脹とをみせつけられた機會にハツキリと社會と自分達の生活がどうなつて行くかを知り、働いて生活する農民大衆を生かし、保護するやうな立て直しを強く要望するものである。

### 第八號 國民健康保險法制定要求

#### に關する件

政府は次の議會に國民健康保險組合法を出すとかいふが、農村で無資産のものが苦しむものゝ一つは傷、病氣、死亡、分娩のときである。それで作るからには左の如きものを速かに制定實施せられたい。

- 一、保險組合は自主互助のものとする。
- 一、地主又は有力者は贊助組員として高額保險料負擔の義務を負はせること。
- 一、政府の補助費は一人當り平均一圓を二圓以上とすること。
- 一、醫師は自由登録制として醫師會と契約せぬこと。
- 一、醫療費は醫療組合なみに低下すること。

以上 福島縣聯合會提出

### 第九號 特權階級權益制限に關する件

#### に關する件

### 第十八號 庶民金融機關設置に關する件

#### に關する件

### 第十七號 電灯電力値下げ斷行に關する件

#### に關する件

### 第十六號 地方選舉公營並に肅選の徹底化に關する件

#### に關する件

### 第十五號 人夫名儀臨時工使用廢止に關する件

#### に關する件

### 第十四號 代議政治擁護に關する件

#### に關する件

### 第十三號 黨本部規約改正に關する件

#### に關する件

### 第十二號 土地制度改革に關する件

#### に關する件

### 第十一號 恩給制度改革に關する件

#### に關する件

### 第十號 大衆課税絶對反對の件

#### に關する件

### 第九號 代議政治擁護に關する件

#### に關する件

### 第八號 人夫名儀臨時工使用廢止に關する件

#### に關する件

### 第七號 電灯電力値下げ斷行に關する件

#### に關する件

### 第六號 地方選舉公營並に肅選の徹底化に關する件

#### に關する件

### 第五號 黨本部規約改正に關する件

#### に關する件

### 第四號 土地制度改革に關する件

#### に關する件

### 第三號 恩給制度改革に關する件

#### に關する件

### 第二號 大衆課税絶對反對の件

#### に關する件

### 第一號 代議政治擁護に關する件

以上 神奈川縣聯合會提出



## 第十九號 外交方針確立に關する件

主 文

我黨としての外交政策確立のため黨内に於いて外交問題調査會を設置し速かに黨の外交方針を決定明示すること。

理 由

最近における國內政治經濟の非常時狀勢は主として支那問題を始めとして國際狀勢に影響されることは明白な事實である。最近の對支外交の行き詰り、日獨協定等は直ちに國內の政治問題に關聯し、我々眞に勞農大衆と國民大衆の立場より從來の政府の官僚外交方針を検討批判すると共に、眞に祖國日本を愛するものとして極東の平和と世界平和の立場より我黨としての外交政策を明示し、國民大衆の輿論を喚起するの必要がある。最早外交方針に對し無定見、無方針は許されない、特に今日の國際的危機において重要である。

具體的方法

本大會において外交調査委員を任命す、その他は新役員一任。

## 第二十號 軍需工業國有に關する

決議案に關する件

我等は軍需工業を國有として、一部資本家の利潤獨占の排撃と軍需景氣の農村への均霑のため軍需工業の即時國有案を我黨選出代議士をして議會に建議せしめる。

理 由

一、軍備と戰爭によつて、壯丁と税金の最も大なるを拂ふものは農村の子弟と中産階級以下勞働者の子弟である。然らば軍需工業の利潤は斷じて一部資本家の獨占すべきものではなく、之を壯丁を出してゐる一般大衆の負擔のためになすべきである。この意味において國營は斷じて必要である。

二、又純粹國防上の見地よりしても軍需工業の國營は絶対に必要である。私營による兵器の粗悪は屢々自國の軍隊を危険に導く又如何に必要なものも備からないものは造らないのが資本家である。

三、軍需工業の私營は他國に見るが如く國防及び外交が兵器資本家に左右される危険なしと云はれない。軍需工業資本家は必要なる戰爭熱を煽りその危険大である。現に兵器大會の國際トラストは戰爭熱を煽り各國の國際關係を過去においても現在においても屢々危殆におとし入れてゐる。

四、次に軍需工業の私營は常にファシズムの母體となるものである。各國のファシズムが軍需工業資本家の財政的援助による事は共通の現象であつて、

實行方法

現黨員數三十萬の内本年度中に黨費完納を促し之れを前提とし、現發行四頁を旬發行となす。

二ヶ年目中には週刊となすと共に黨費の増額をなす。

三ヶ年目中には日刊となす。

大阪府聯合會提出

## 第二十二號

一、葉煙草賠償金増額と葉煙草種類變更耕作による耕作農民の損害保證に關する件

主 文

黨は煙草耕作農民救済の爲葉煙草賠償金の増額を期すると共に葉煙草種類變更耕作による耕作農民の損害保證を要求す。

栃木縣聯合會提出

## 第二十三號

一、組織統制に關する件

一、電氣事業法改正に關する件（配電停止に關する件）

一、税金督促手数料廢止に關する件（税額拾圓未滿のものに對してのもの）

（理由及實行方法省略）

愛媛縣聯合會提出

以上の見解に對し常に統制經濟を主張し、電力の國營を唱へる軍部が故に軍需工業の國營に對して沈黙してゐるのであらうか、中産階級の没落を促し農民勞働者を奴隸化する經濟政策を統制經濟と稱し、重工業資本家の私的獨占企業の國營に手をふれようとし、ない統制經濟、國營論に我々は斷乎として反對し、眞に國民大衆の共通利害の立場よりの國營論を主張するものである。

實行方法

新役員一任。

以上 新潟縣聯合會提出

## 第二十一號 日刊機關紙創設に關

する件

主 文

現機關紙を三ヶ年計劃に依り日刊紙にすること。

理 由

日刊紙の必要は論ずる必要なしと認め之れを省略す。



342  
914

昭和十一年十二月十八日 印刷納本  
昭和十一年十二月廿日 發行

非賣品

複製  
不許

東京市日本橋區吳服橋二ノ一  
社會大衆黨本部

編纂發行  
及印刷人

平野學

發行所

東京・日本橋・吳服橋二ノ一

社會大衆黨出版部

振替東京四六六四九番  
電話日本橋(24)一〇七八番





24